

鋸南町国土強靱化地域計画
【基本計画編】

令和3年3月
鋸南町

【目 次】

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけと役割	2
3.	計画の構成と期間	3
第2章	国土強靱化に関わる鋸南町の特性	4
1.	概況	4
2.	自然条件	5
3.	社会条件	8
4.	まちの特徴	12
5.	過去の災害・想定災害	20
第3章	国土強靱化の基本的考え方	25
1.	国土強靱化の基本理念と基本目標	25
2.	事前に備えるべき目標	27
3.	リスクシナリオと施策分野の設定	28
4.	国土強靱化の取組方針	32
5.	脆弱性の評価	33
第4章	推進方針	35
	リスクシナリオごとの推進方針	35
目標1	人命の保護を最大限図る	35
目標2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合 の必要な対応を含む）	42
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する	47
目標4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	49
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない	50
目標6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通 ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	54
目標7	制御不能な二次災害を発生させない	58
目標8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	62
第5章	計画の推進と進捗管理	65
1.	アクションプランの活用による計画の推進と進捗状況の把握	65
2.	PDCA サイクルによる適切な管理	65

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と趣旨

本町は、これまでも地震、津波、台風等の風水害やこれらによる土砂災害を受けてきており、地域防災計画の策定等により防災力の強化に取り組んできたところです。

しかしながら、近年は自然災害が激甚化する傾向もあり、より一層の災害への対応力の強化と防災に係る各取組を着実に進めていくことが求められています。

国ではどのような自然災害が発生しても、地域での被害発生やその影響を最小限とし、速やかな復旧復興を推進することが可能で、強靱な地域社会の形成を目指して平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」とします。）を制定、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」を策定しました。

また、千葉県では、国の動向を踏まえて県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画するための指針として、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」を策定しました。

このような状況の中、令和元年に台風第15号等の襲来により、本町のみならず千葉県内の広範囲で暴風による家屋被害や長期停電が発生しました。

こうした背景のもと、今後発生が想定される自然災害に備えて、その対応をとるために本町においても国土強靱化の方針を定めるものとして「鋸南町国土強靱化地域計画」を策定することとしました。

国土強靱化基本法での国土強靱化地域計画の位置づけ

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

2. 計画の位置づけと役割

本計画は、国土強靱化基本法第2条の基本理念及び第4条の地方公共団体の責務を踏まえ、国が定める国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りながら第13条の規定に基づき策定する計画で、国土強靱化に関する当面の施策推進の基本的な事項を定めつつ、国土強靱化に係る他計画への指針となる役割を担います。

なお、災害時の対応等を定める計画として「鋸南町地域防災計画」が策定されていますが、国土強靱化地域計画と地域防災計画とは表1-1のような違いがあります。

図1-1 鋸南町における国土強靱化地域計画の位置づけ

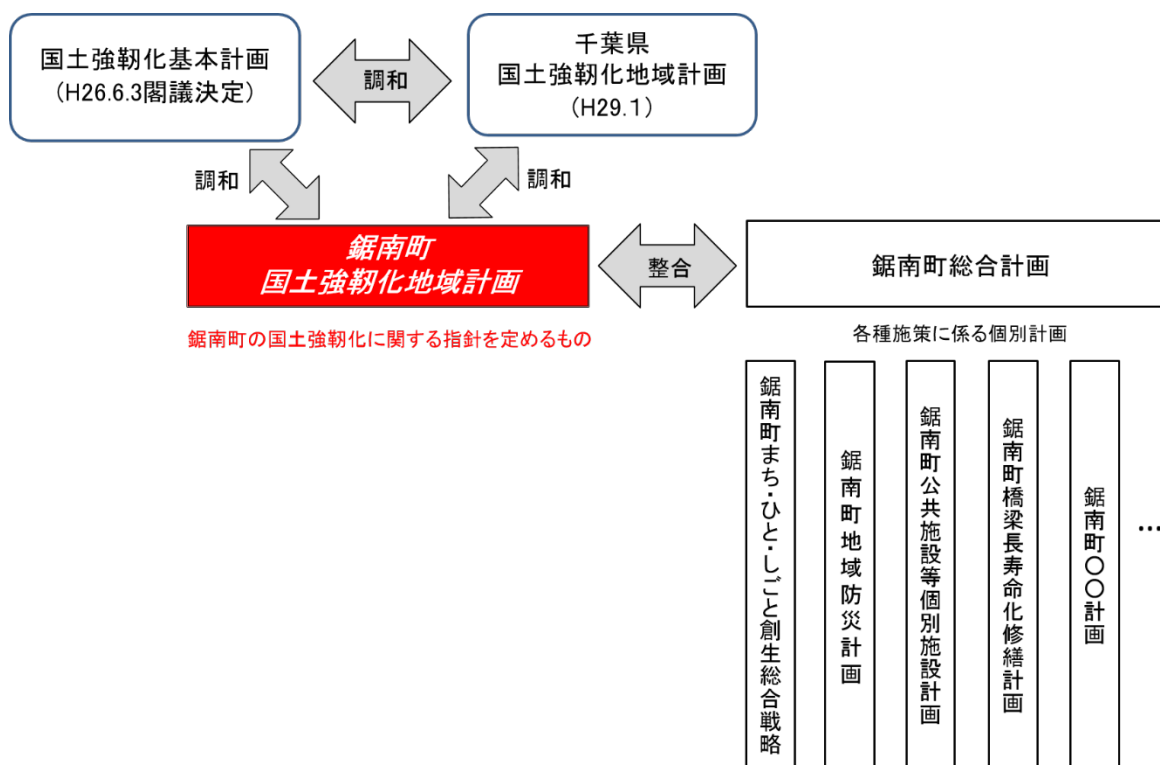


表1-1 国土強靱化地域計画と地域防災計画の特徴

視 点	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討の アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を明らかにし、ハード・ソフト分野を含めて対応方針を策定	災害の種類ごとに災害予防策・応急・復旧・復興の対応策を整理策定
対象時期	災害発生後の最悪の事態を回避するため、「発災前の期間」を対象に予防策・復旧復興の事前準備を中心	発災前の災害予防策も含みつつ、主に発災時・発災後の対応を中心
施策の 設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオと合わせた施策の設定	—
施策の重点 化の有無	あり	なし

資料：国土強靱化計画策定ガイドライン（第7版）基本編

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成しており、主な内容は表1-2に示すとおりです。

本計画の期間は、「基本計画編」、「アクションプラン編」ともに、鋸南町総合計画の計画期間との整合をとることから、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

ただし、計画期間内ではPDCAサイクルの視点に立って適切な進捗管理に努めるとともに（5章2節を参照）、計画期間内であっても必要に応じて修正するものとします。

表1-2 基本計画編とアクションプラン編の主な内容

名 称	主な内容	計画期間
基本計画編	○計画の基本的な考え方 ○基本理念・目標・リスクシナリオ ○推進方針	令和3年度から令和7年度までの5か年度
アクションプラン編	○推進方針を実現するために実施を予定する具体的施策	

第2章 国土強靱化に関わる鋸南町の特性

1. 概況

(1) 位置・沿革

本町は、千葉県の南、房総半島の西南、安房地域にあり、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市に接し、西は東京湾に面しており、東西 10.75km、南北 7.3km で、総面積は 45.19km² となっています。

明治 22 年 4 月 1 日、勝山村・保田村・佐久間村が設置され、明治 29 年から明治 30 年にかけて、町政施行により勝山村は勝山町に、保田村は保田町となりました。

昭和 30 年 3 月 10 日、勝山町と佐久間村が合併して勝山町となり、昭和 34 年 3 月 30 日に勝山町と保田町が合併し、現在の鋸南町となりました。

図 2-1 鋸南町の位置



2. 自然条件

(1) 気象

黒潮暖流の影響を受けて、温暖湿潤な海洋性気候であり、年平均気温 18 度で冬は比較的暖かく、夏はカラッとしのぎやすい、気候に恵まれた地です。

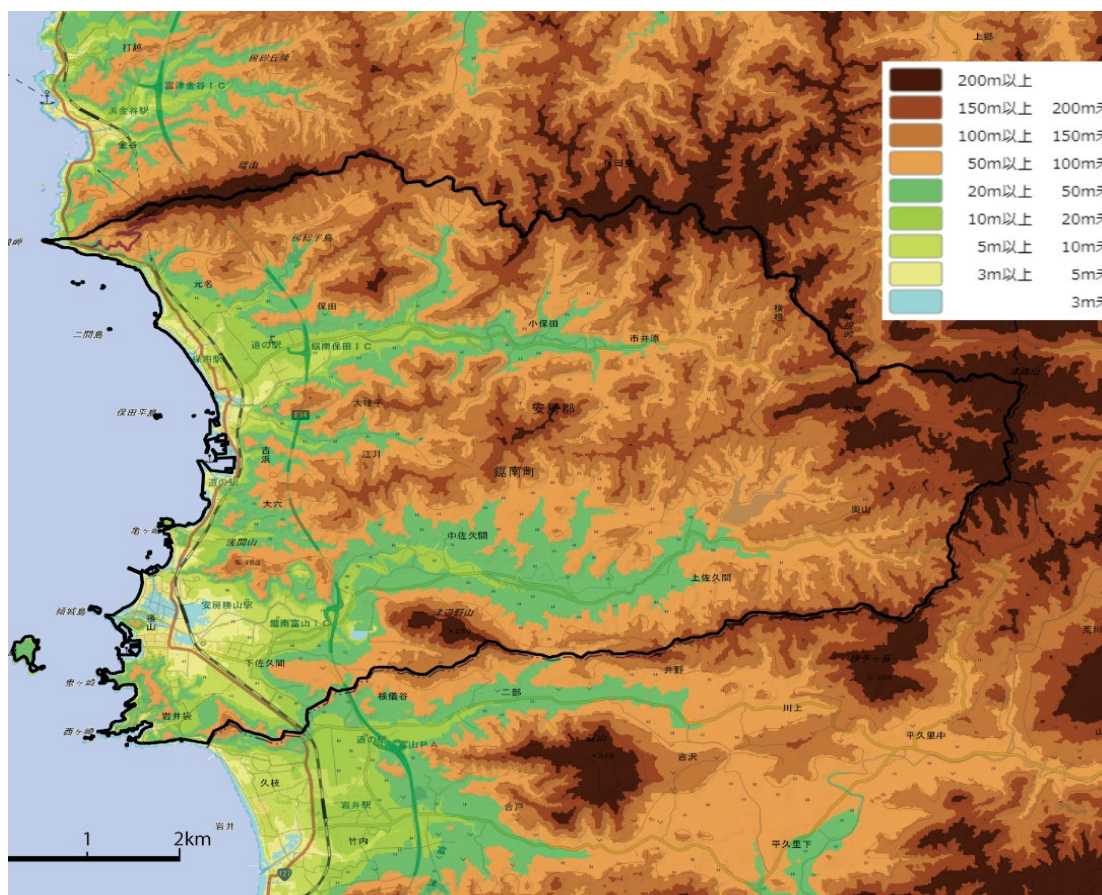
降雨量は黒潮と偏西風的作用を受け、晩春から中秋にかけて多くなります。風は比較的穏やかですが、冬の季節風、台風や低気圧、寒冷前線の接近・通過の際には強風が吹くことがあります。

近年、令和元年9月の台風第15号等これまでにない突発的、予測困難な局地的大雨や暴風などが発生するようになってきました。

(2) 地形・地質

本町の大部分は山地で占められています。東に標高 336m の津森山、南に 259m の津辺野山、北に 329m の鋸山があり、三方を山に囲まれた地形となっています。

図 2-2 標高図



資料：国土地理院

保田川と佐久間川に挟まれた町中央部から鴨川市と接する東部にかけては、裾に丘陵が形成された標高 150～200mのなだらかな山地帯となっており、丘陵地が佐久間川流域の山地から河岸段丘への遷移部に広く分布し、岩井袋の天満山周辺、下佐久間の田子周辺にも標高 40～100m程度の丘陵地が広がっています。

台地のうち、河岸段丘は元名川、保田川、大六川及び佐久間川の流路沿いに形成されており、海岸段丘は保田地区にみられます。

低地は、元名川・保田川下流部と佐久間川下流部一帯に広がり、海浜部を除く低地の標高は 3～10m程度となっています。

地質の特徴は、表 2 - 1 に示すとおりとなっています。

表 2 - 1 地質の特徴

山地の地質	<ul style="list-style-type: none"> ・鋸山周辺には凝灰質砂岩・泥岩互層の半固結～固結堆積物が分布するが、中腹から上には火山性の凝灰岩がみられる。これより東側一帯には、佐久間層群の三浦泥岩層が広く分布している。 ・中央部から東部にかけては半固結～固結の砂岩・泥岩互層が分布している。南部は半固結～固結の砂岩あるいは砂岩・泥岩互層が主体である。
丘陵の地質	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久間川流域の山地から河岸段丘への遷移部は半固結～固結の砂岩・泥岩互層からなっている。岩井袋の天満山周辺は泥岩、砂岩等からなる崖地が多くみられる。 ・下佐久間の田子周辺は泥岩、砂岩等からなっている。
台地の地質	<ul style="list-style-type: none"> ・今の東京湾が出現したのはおよそ 10 万年前といわれており、その後、氷期と間氷期の繰り返しに伴って海水面も前進と後退を繰り返した。河岸段丘と海岸段丘は海面上昇期に周辺山地の侵食により形成された堆積面であったが、1 万年前以降の海退や隆起に伴い陸化した。沖積世に入ってから、現河川の侵食作用により段丘となったと考えられる。 ・海岸段丘は河川からの流送土砂や海岸における漂砂によって砂州となっている。
低地の地質	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫によって形成された沖積平野である。かつては海岸付近の砂州によって閉ざされた湿地帯も残っていたようであるが、現在は盛土された人工地形となっている。こうした盛土地域は、元名川と保田川の間、佐久間川周辺の低地に多くみられる。

資料: 鋸南町地域防災計画

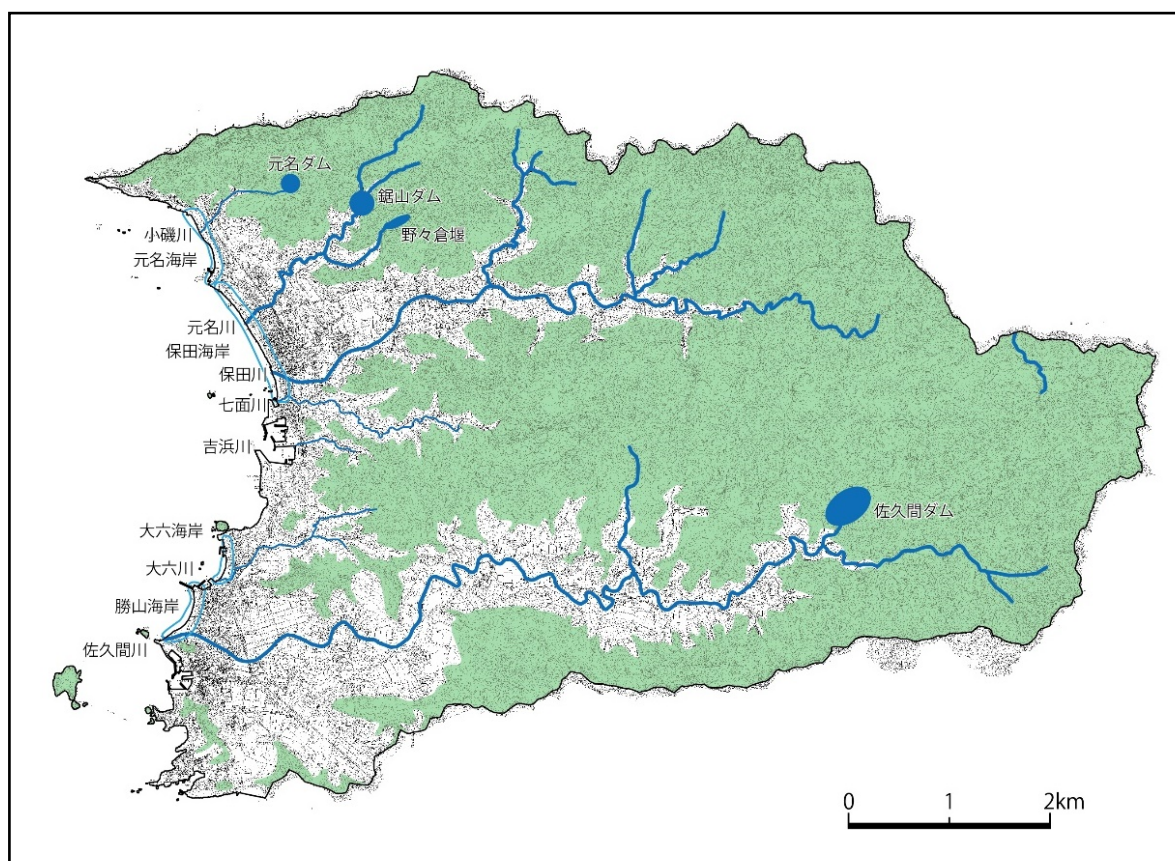
(3) 海岸・河川

海岸は、北部に元名海岸、保田海岸、南部に大六海岸、勝山海岸が砂浜海岸として形成されています。

河川は、二級河川である元名川や保田川、佐久間川と、小磯川、大六川、七面川、吉浜川が町内の山地から東から西へと流れ東京湾に注いでいます。

いずれの河川も中小河川であり、佐久間川上流では農業用水の確保のための佐久間ダムが整備されています。

図2-3 海岸と主な河川



資料：国土地理院

3. 社会条件

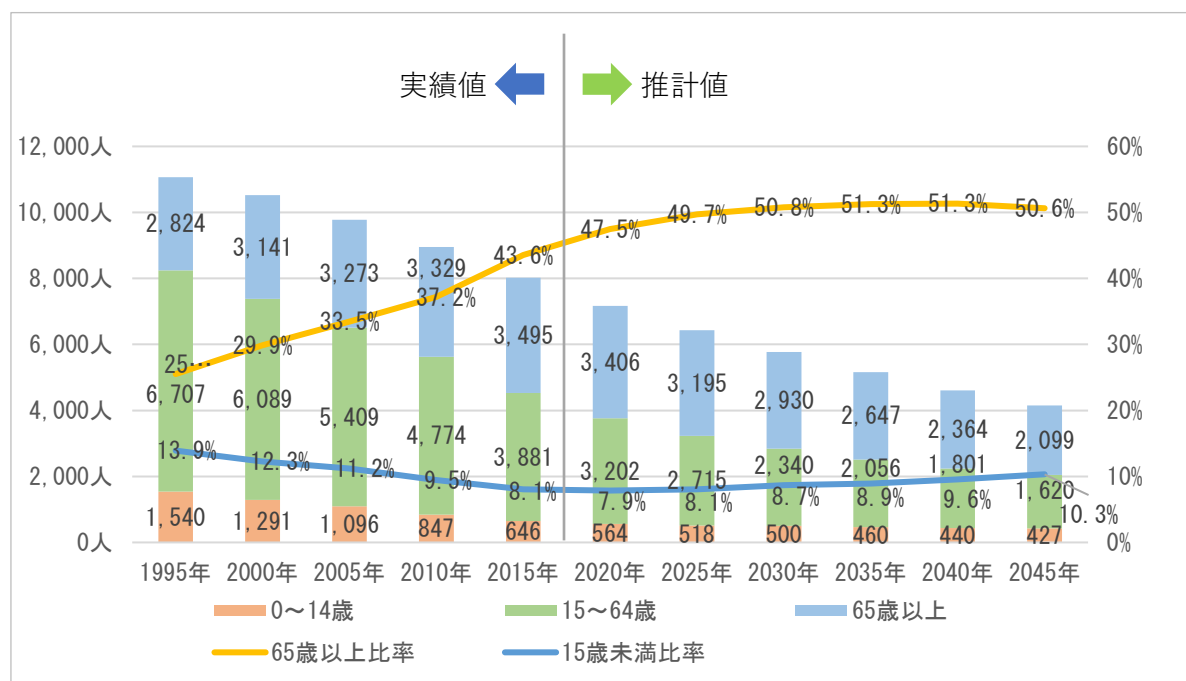
(1) 人口・世帯

平成 27 年国勢調査 (2015 年) による人口は 8,022 人、世帯数は 3,327 世帯となっています。人口は減少傾向にあり、20 年間で約 27.5%減少していますが、世帯数は 3,500 世帯の前後で推移しています。

3 年代別人口の推移では、平成 27 年 (2015 年) の高齢化率 (65 歳以上人口の比率) は 43.5%と高齢化が進んでいます。

将来推計においても、人口減少、少子・高齢化の傾向は続く見通しにあります。

図 2-4 人口の推移と将来推計



資料: 鋸南町人口ビジョン

(2) 産業

①概況

本町の産業別事業所数は、平成13年の547事業所から平成28年の382事業所に減少しており、従業者数は、平成13年の2,990人から平成28年には2,137人まで減少しています。平成28年の内訳では、事業所数、従業者数のどちらも「飲食店等サービス業」が最も多くなっています。

図2-5 産業別事業所数の推移

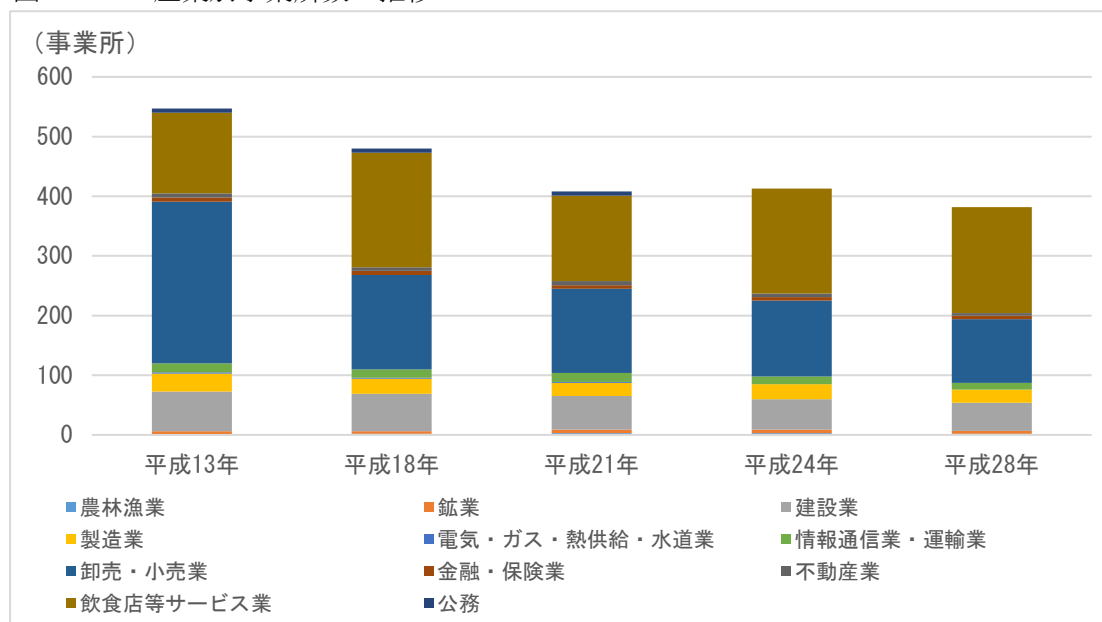
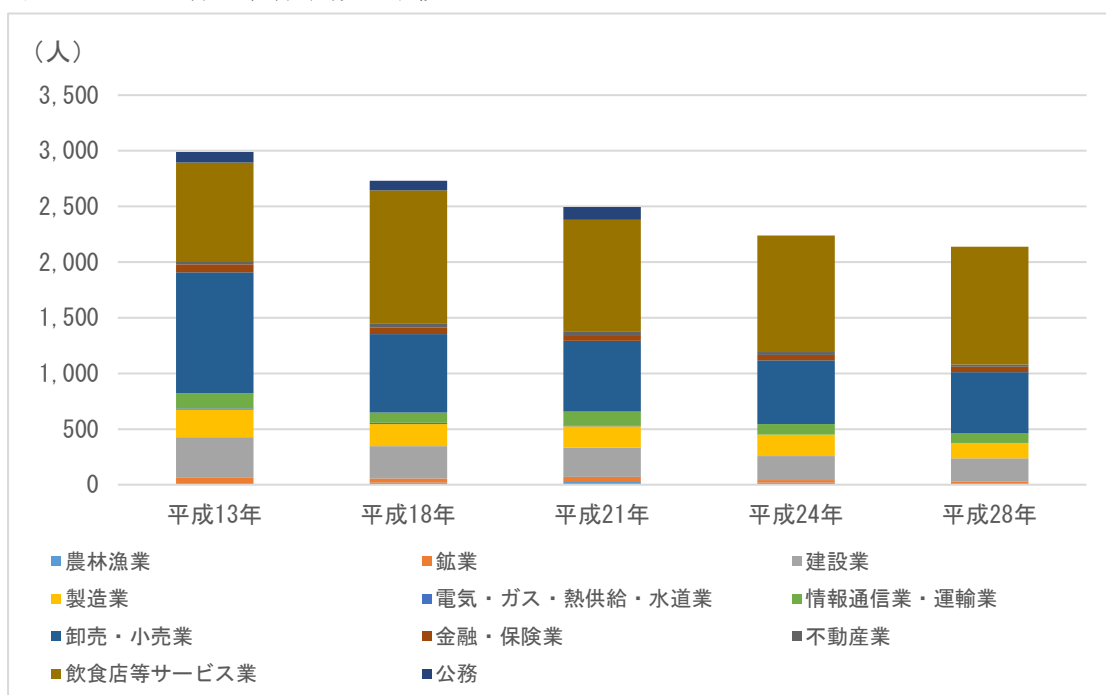


図2-6 産業別従業者数の推移

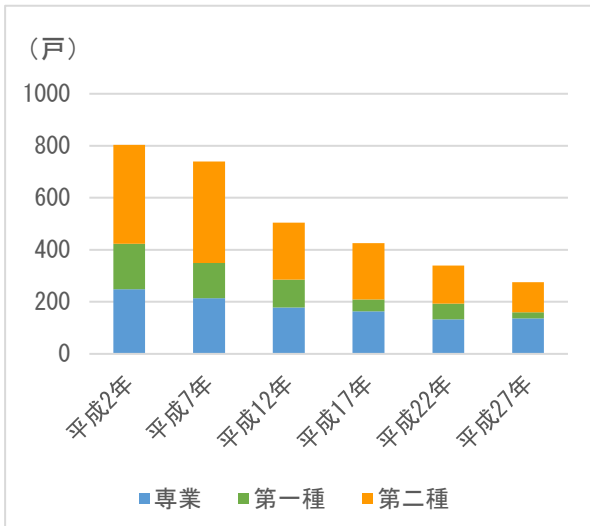


②農業・水産業

本町の農業の状況は、平成 27 年で農家数は 276 戸、経営面積は 216.9ha となっており、水産業の従事者数は 134 人で、いずれも減少傾向にあります。

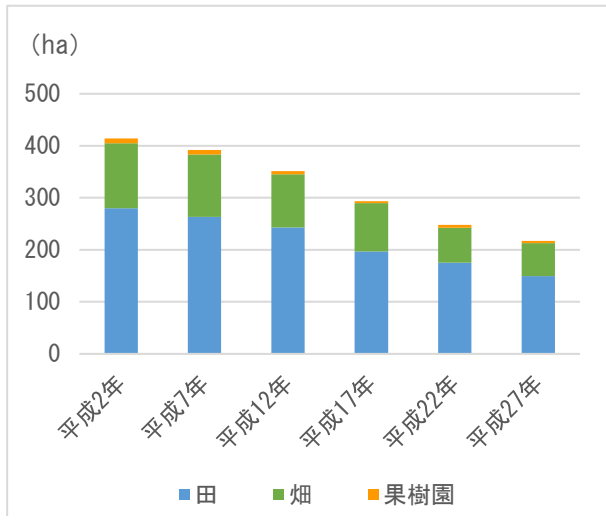
農業生産額でみると、平成 30 年では「花卉」が 10.5 億円と最も多く、次いで「野菜」6.8 億円、「畜産」3.0 億円となっています。総額では約 20 億円前後で推移しています。

図 2-7 農家数の推移



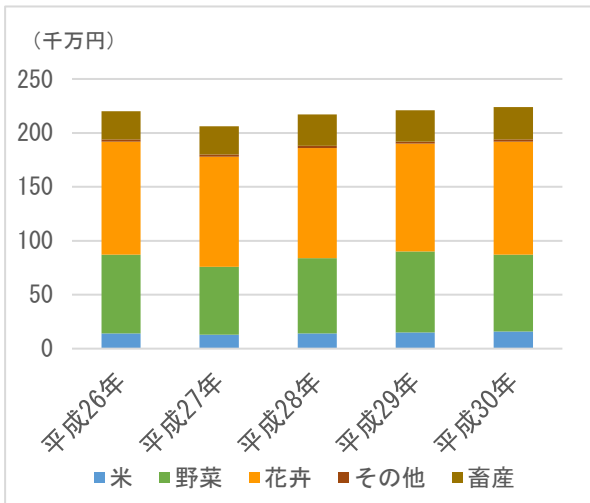
資料:町勢要覧

図 2-8 経営面積の推移



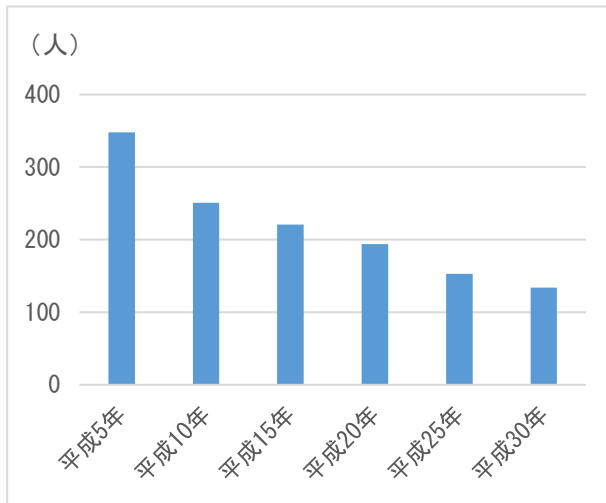
資料:町勢要覧

図 2-9 農業生産額の推移



資料:町勢要覧

図 2-10 水産業従事者数の推移



資料:町勢要覧

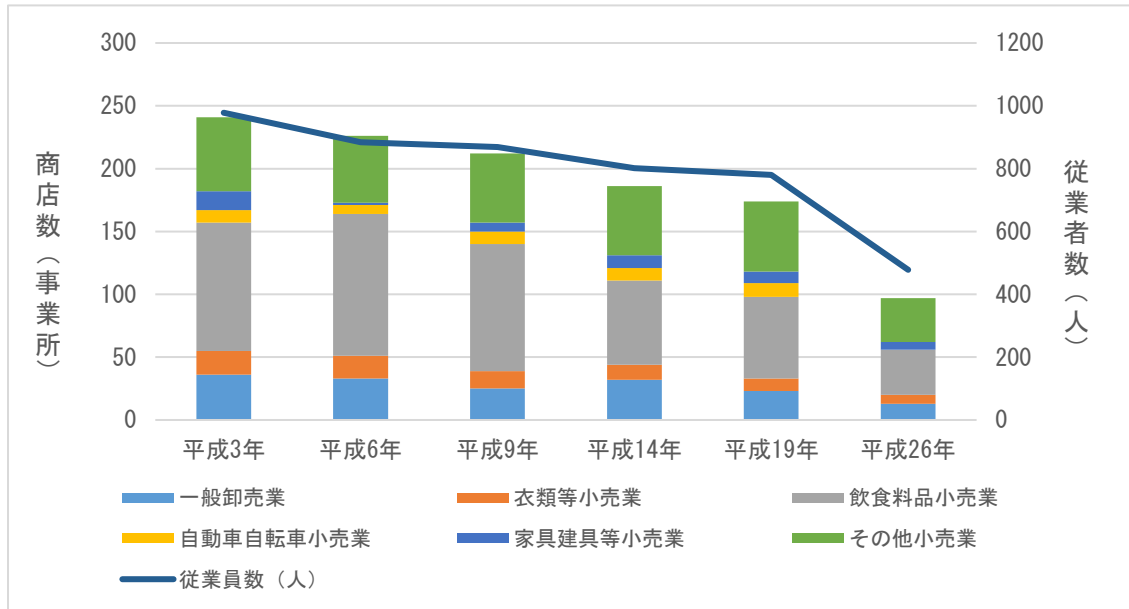
③商業

本町の商業は平成 26 年には商店数 98 箇所、従業員数 478 人、年間売上額約 72.4 億円となっていますが、平成 3 年と比べるといずれも大きく減少しています。

また、千葉県消費購買動向調査では、本町の地元購買率(平成 30 年)は「衣料」0.3%、

「食料」65.3%、「飲食」4.8%となっており、町民の生活範囲は広域化し周辺市へ依存する傾向が高まっています。

図2-1-1 商店数・従業業者の推移



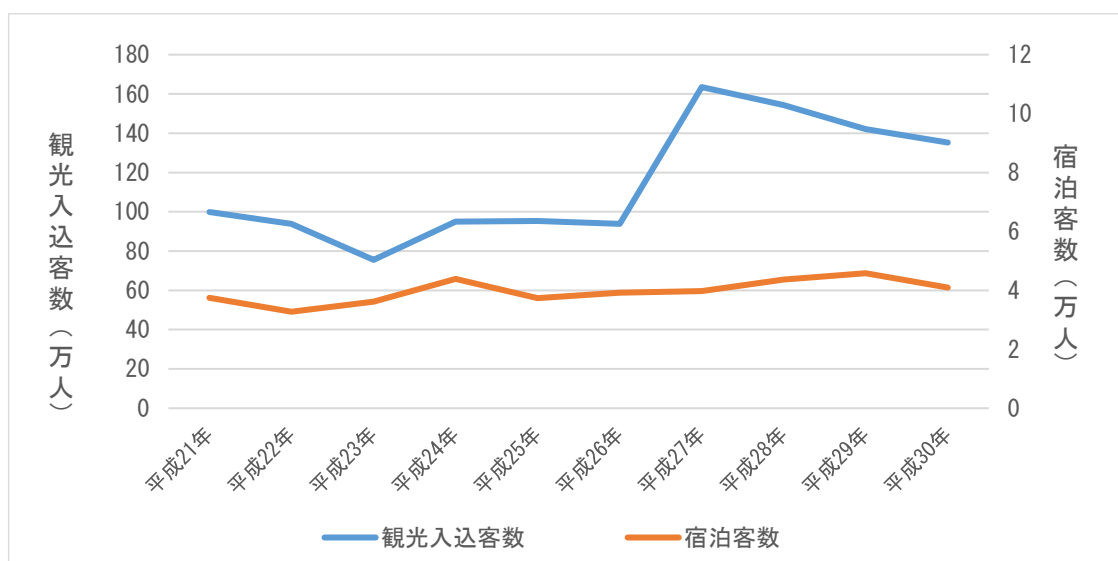
資料:町勢要覧

④観光

本町の観光入り込みの状況は、令和元年で総数約135.3万人となっており、宿泊客数は約4.1万人となっています。観光入込客数で最も多いのが、「都市交流施設・道の駅保田小学校」で約60万人、次いで「日本寺」約31.7万人、「ばんや」24.2万人となっています。

その他、農業用水確保のために整備された佐久間ダム周辺は観光地としての公園整備もされています。

図2-1-2 観光入込客数推移



資料:千葉県観光入込調査報告書

4. まちの特徴

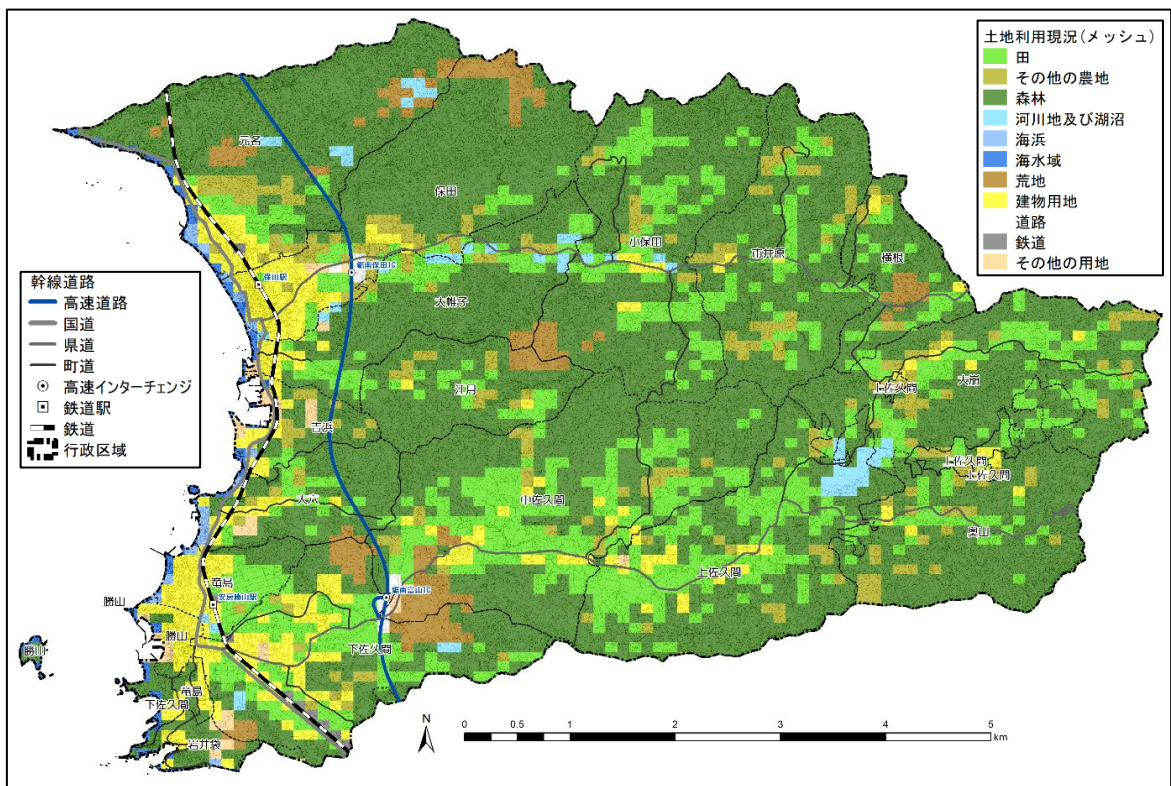
(1) 土地利用

町内の大部分は森林となっており、宅地利用（建物用地）が集中するのは、西部の海岸沿いの低地で JR 内房線に沿うエリアとなっています。

特に、北部の保田地区では保田駅を中心に、南部の勝山地区では、安房勝山駅から海岸にかけて、市街地が形成されています。

農地は、保田川や佐久間川沿いの低地のほか、山地部にも広がっており、公共施設は、町役場をはじめとして低地部に多数が立地しています。

図 2 - 1 3 土地利用現況 (100mメッシュ)



資料: 国土数値情報

(2) 道路・鉄道・ヘリポート

町内の道路網は、広域幹線道路として、富津館山道路が南北方向に通り、北部に鋸南保田インターチェンジ、南部に鋸南富山インターチェンジの2つが整備されています。

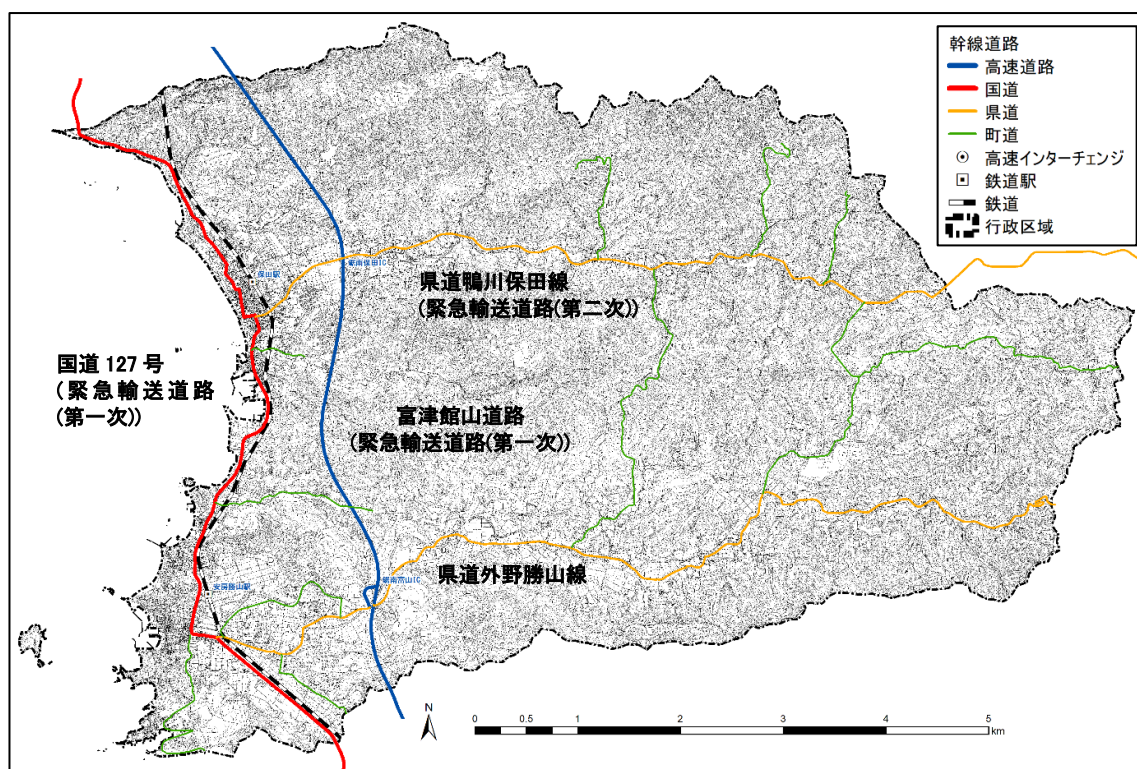
その他の主な幹線道路では、海岸沿いに国道127号が通り、東西方向には、北に県道鴨川保田線、南に県道外野勝山線が通っています。

千葉県による緊急輸送道路（第一次）として、富津館山道路と国道127号及び鋸南富山インターチェンジから国道127号までの県道外野勝山線が、緊急輸送道路（第二次）として県道鴨川保田線が、それぞれ指定されています。

鉄道はJR内房線が低地部を南北に通り、保田駅と安房勝山駅の2駅が設置されています。

災害時の主要なヘリポートは岩井袋運動場のほか、鋸南中学校とされています。

図2-14 道路・鉄道網図



資料:国土数値情報

図2-15 千葉県緊急輸送道路ネットワーク図



鋸南町

資料:千葉県

凡 例			
	道路種別	ルート	ルート番号
緊急輸送道路	高規格幹線道路等	赤線	○
	1次路線	一般国道(指定)	○
	一般国道(指定外)	○	
	県道等	赤線	○
	有料道路	黄線	○
	2次路線	一般国道、県道等	△
	有料道路	△	
施設	港	●	
	漁港	■	
	空港	●	
	自衛隊基地等	●	
	主なヘリコプター臨時離着場適地	●	
防災拠点	市役所	○	
	役場・区役所	○	
	広域防災拠点(救護部隊)	▲	
	災害拠点病院	▲	
	広域物資拠点	▲	
	広域災害ボランティアセンター	▲	

(3) 災害発生の恐れのある区域

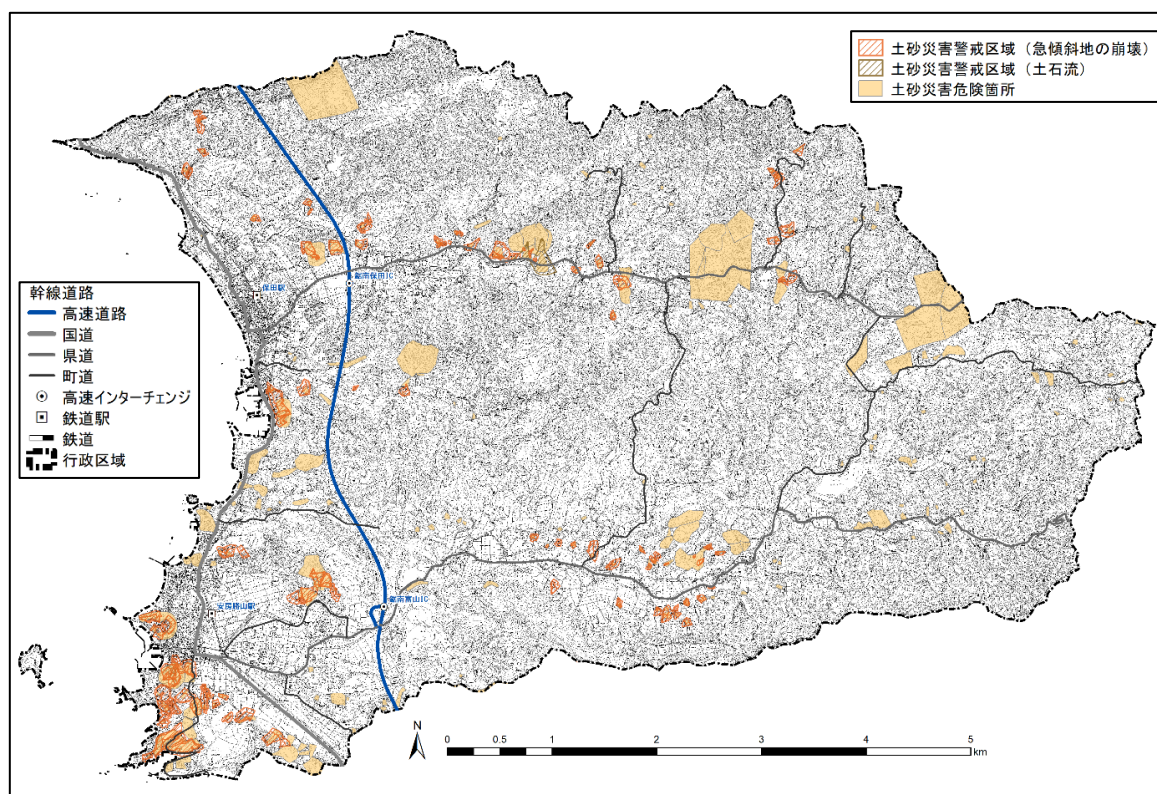
①土砂災害

町内には、土砂災害警戒区域として急傾斜地と土石流について千葉県により指定されている区域があります。

特に勝山地区の南部の海岸沿いの丘陵地に土砂災害警戒区域（急傾斜地）が集中しています。

また、土砂災害危険箇所は、丘陵部から台地部にかけての「きわ」に多く分布していますが、緊急輸送道路（第二次）と指定されている県道鴨川保田線に複数の区域がかかっており、土砂災害発生による道路閉塞が危惧される状況です。

図 2 - 1 6 土砂災害警戒区域等の指定状況



資料:国土数値情報・千葉県

②津波浸水想定区域

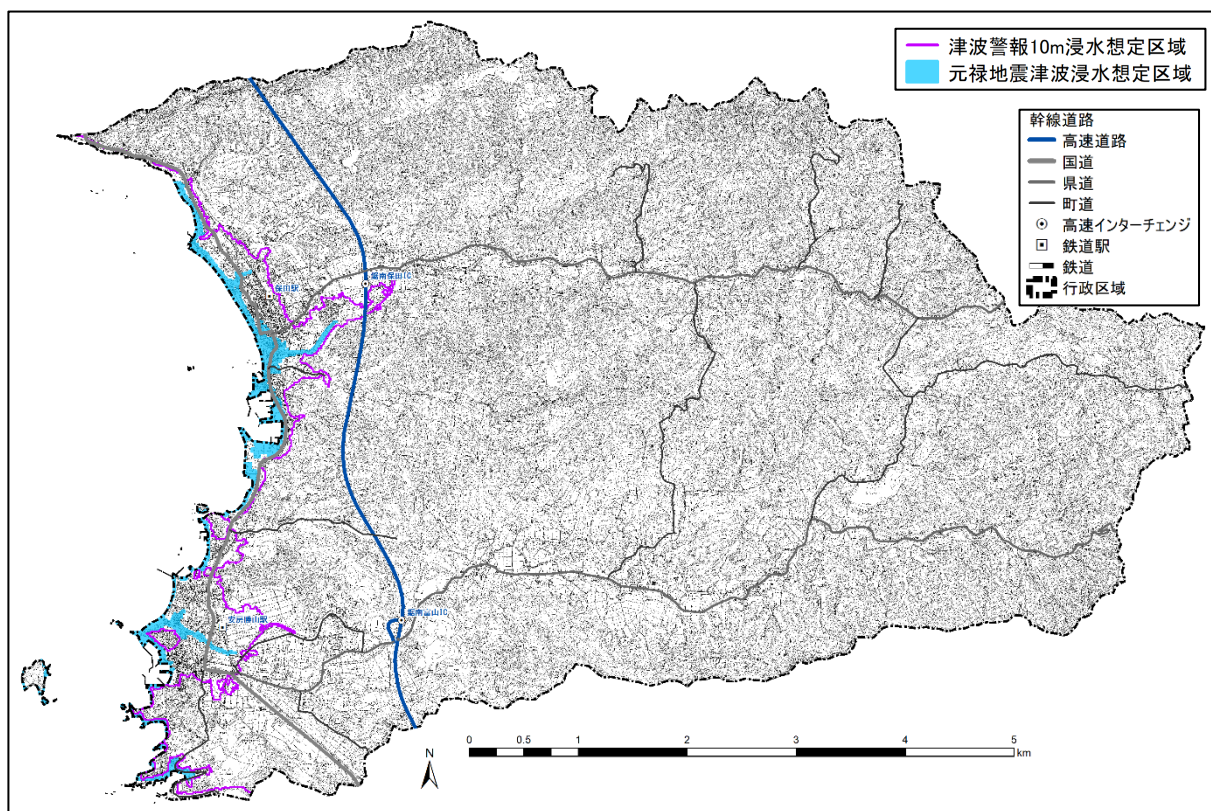
西部の海岸沿いには、津波浸水想定区域が指定されています。

元禄地震による津波浸水想定区域では、国道 127 号以西で、市街地や集落は浸水想定区域には含まれていないのに対し、津波警報 10m 浸水想定区域は大きく東側に拡大し、特に保田川や佐久間川に沿って内陸まで指定されています。

このように保田地区から勝山地区にかけて多くの人が居住している市街地では津波による被害が大きくなる危険性が高い区域となっています。

また、本町の主要医療機関である鋸南町国民健康保険鋸南病院（以下、「鋸南病院」とします。）は、元禄地震による津波浸水範囲内に位置しています。

図 2-17 津波浸水想定区域等の指定状況



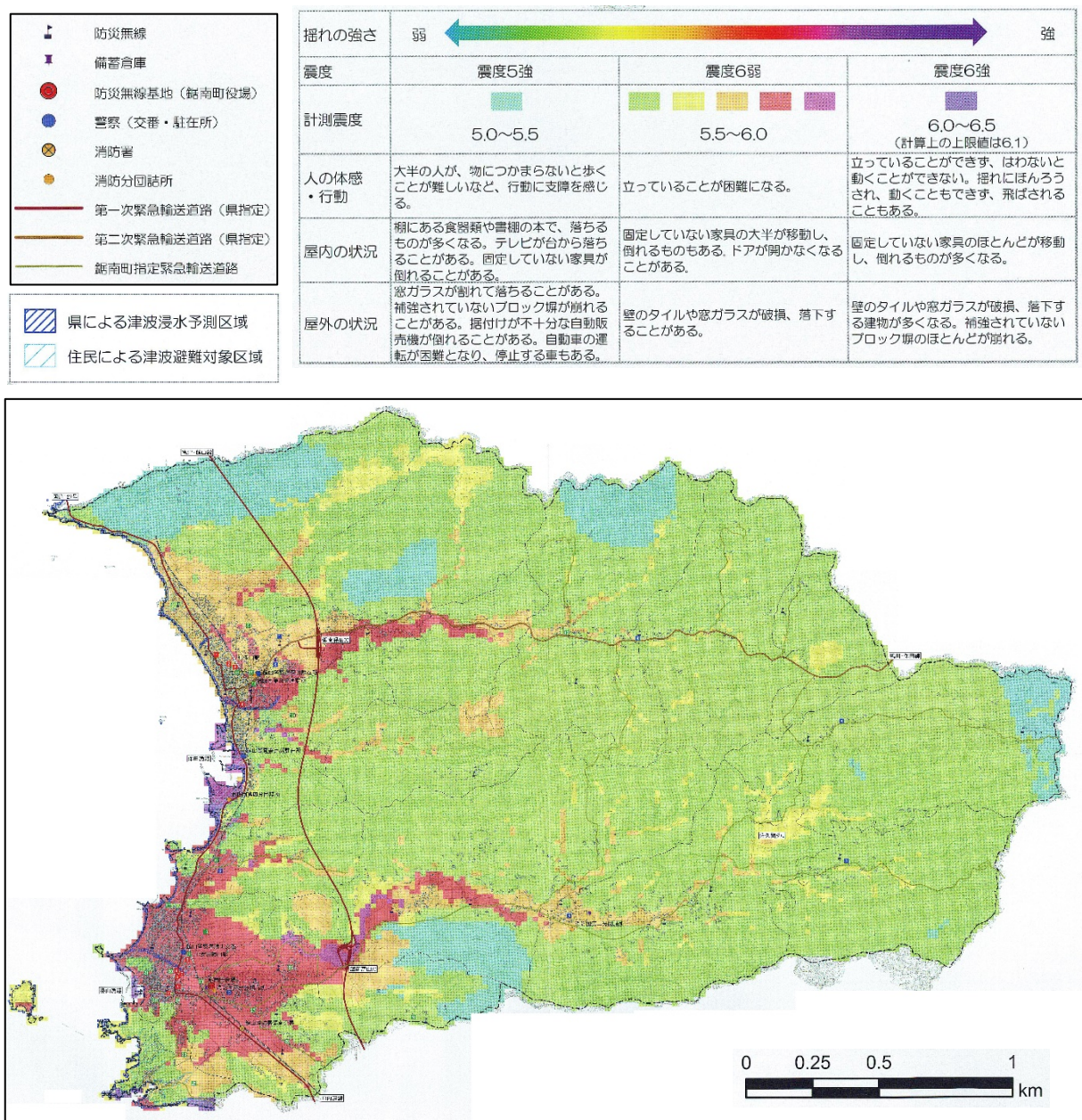
資料:国土数値情報・鋸南町津波ハザードマップ

③地震ハザード

本町に影響を及ぼす可能性のある地震のうち、最も本町への影響の大きな鋸南町直下地震(マグニチュード6.9規模)が発生した場合の想定を「鋸南町地震ハザードマップ(「建物倒壊危険度・液状化危険度」と「揺れやすさ」の2種類)」として作成、公表しています。

地震による揺れやすさの高い地区として、最も高いのは埋立地である保田漁港周辺で「震度6強」が想定され、「震度6弱」が想定されるエリアとして保田川沿いや勝山地区の市街地一体から佐久間川沿いにかけて広がっています。

図2-18 地震ハザード 揺れやすさ



資料:鋸南町地震ハザードマップ(揺れやすさ)

液状化の危険性については、その可能性が高い地区として、勝山地区の低地部市街地や保田漁港周辺の低地部等に見られます。

また、地震による建物倒壊危険度が最も高いのは、保田漁港周辺で危険度6（倒壊率10～15%）となっており、保田地区や勝山地区の市街地付近では、危険度3（倒壊率2～3%）となっています。

このように本町では、主に人が多く住み生活が営まれる区域において、地震時に揺れやすく、液状化や建物倒壊危険度の高い区域となっています。

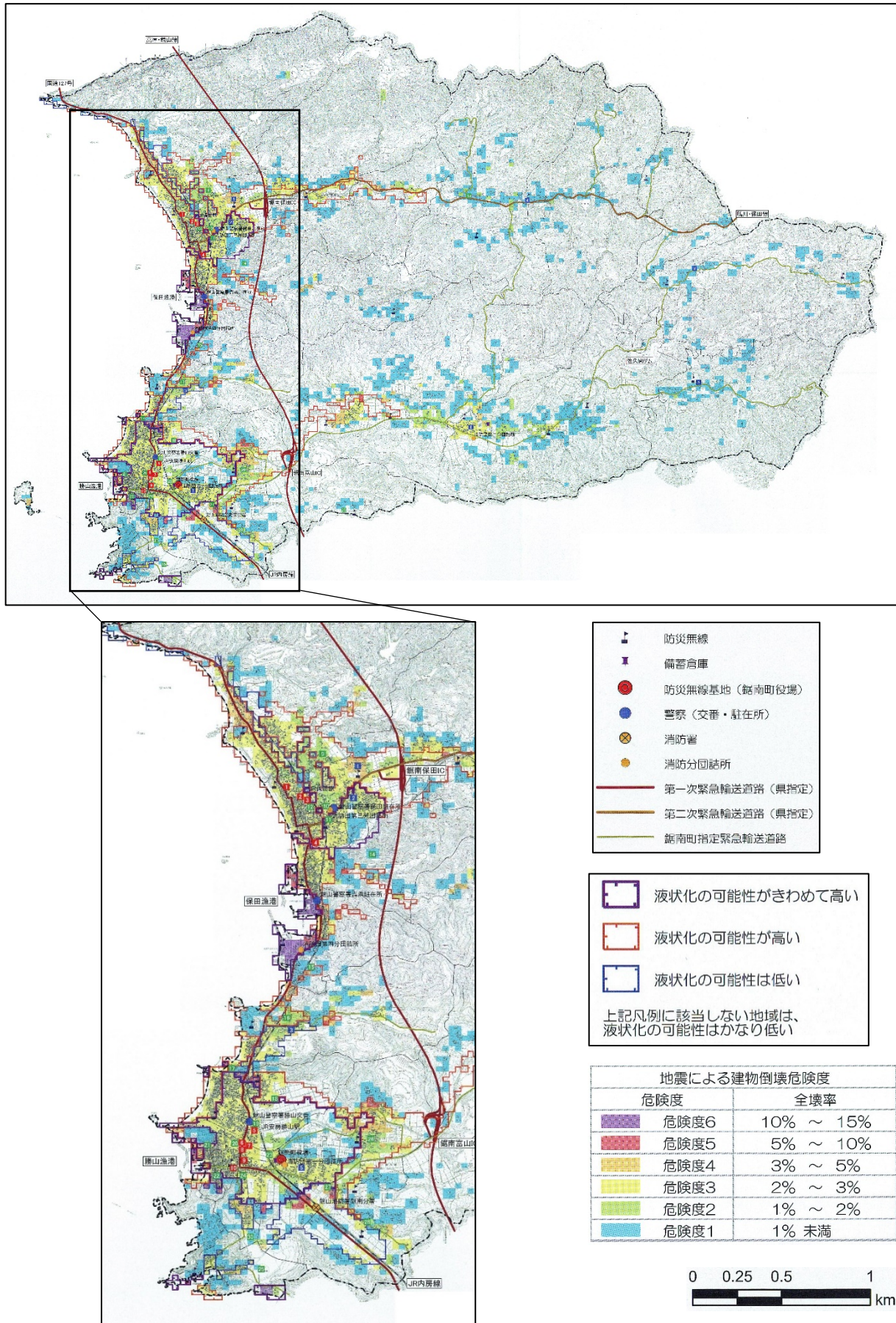
なお、千葉県では、本町を含む房総地域での地震災害による被害状況を表2-2のように示しています。

表2-2 千葉県による房総地域での地震時のリスクの想定

①地形・地質上のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部では津波により、建物被害や人的被害、また集落の孤立や応急対応の遅れが発生する。 ・山間部を中心に、急傾斜地崩壊による被害が発生する。 ・沿岸部の道路が土砂崩れや津波によって寸断され、孤立や道路渋滞により、水、食料等の支援が届かない場所がある。
②社会・経済上のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の漁業や、内陸部の農業が被災し生産が減少する。 ・施設の被害や、道路・鉄道の被害によるアクセス困難、自粛等により、観光業への被害が甚大となる。
③市街地や建物の特徴に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の更新が進んでおらず、老朽化した建物が多いため、比較的小さな揺れでも建物被害が多く発生する。
④人口や年齢層等の居住者の特徴に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んでおり、津波からの緊急避難が遅れたり、初期消火や救出活動等の緊急時の地域内での対応力に限界がある。

資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

図2-19 地震ハザード 建物倒壊危険度・液状化危険度



資料: 鋸南町地震ハザードマップ(建物倒壊危険度・液状化危険度)

5. 過去の災害・想定災害

(1) 過去の災害履歴

①地震・津波

千葉県内に被害をもたらした主な地震のうち、本町及び周辺地域に影響を及ぼしたものは、表2-3のとおりとなります。

表2-3 本町及び周辺地域に影響を及ぼした主な地震と被害概要

発生日	災害名	規模	被害の概要
1703年12月31日 (元禄16年)	元禄地震	M7.9~8.2 県内最大震度5~7	<ul style="list-style-type: none"> 元禄地震の被害を総括的に記した『樂只堂年報』によれば、相模・武蔵・上総・安房で震度大、死者は全体で約6,700人、潰家と流家は28,000軒。 津波が犬吠岬から下田に至る沿岸を襲った。 房州長狭・朝夷郡(京極氏領分)で死者42人、潰家687軒、房総の津波被害は近年研究が進みつつあるが、死者は4,000~5,000人をくだらない見込み。
1923年9月1日 (大正12年)	関東大震災	M7.9 県内最大震度6	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸。 町では死者100人、負傷176人、家屋全半壊815戸、公共建物全半壊7戸、焼失1件、延焼はなかった。 津波規模は小さかったが、山崩れ、斜面崩壊、地割れが多くあり、地盤の隆起が顕著だった。
1960年5月23日 (昭和35年)	チリ地震	M8.5 県内最大震度一	<ul style="list-style-type: none"> 九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波が起こった。 津波の波高は銚子で153cm、布良で67cm。 津波による被害は死者1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ。
2005年7月23日 (平成17年)	県北西部を震源とする地震	M6 県内最大震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> 県内で負傷者8名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、関東近県で約64,000台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約7時間を要した。
2011年3月11日 (平成23年)	東日本大震災	M9 県内最大震度6弱	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、浸水面積は九十九里地域(銚子市~いすみ市)で23.7km²に達した。旭市飯岡地区では、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、市民の生命・財産を奪い去った。

資料: 鋸南町地域防災計画・鋸南町史

②風水害(台風・大雨)

風水害の履歴としては、大雨災害が5回、そして直近で令和元年9月に強い勢力の台風第15号が襲来し、甚大な被害をもたらしました。

表2-4 過去の風水害(台風・大雨)

災害名	規模	被災状況
大雨災害 1945. 8. 22 (昭和20年) 台風第11号	総雨量 296mm 最大時間雨量 59mm	<ul style="list-style-type: none"> ・死者5人、住家・非住家全壊13戸 ・県道埋没(鴨川～保田間) ・柵田、田畑の埋没、崩壊8町3反余
大雨災害 1989. 8. 1 (平成元年) 台風第12号に伴う大雨	総雨量 475mm 最大時間雨量 64mm	<ul style="list-style-type: none"> ・死者1人、家屋全半壊一部、破損15戸 ・床上浸水11戸、床下浸水295戸 ・道路被害157箇所、河川・橋りょう被害44箇所 ・農地流失埋没11.5ha ・水道施設被害19箇所 ・崖崩れ193箇所
大雨災害 1996. 9. 21～22 (平成8年) 台風第17号	総雨量 363mm 最大時間雨量 56mm	<ul style="list-style-type: none"> ・重軽傷者4人、家屋半壊・一部破損24戸 ・床上浸水12戸、床下浸水57戸 ・道路被害22箇所、河川被害38箇所 ・水道施設被害8箇所 ・鉄道不通1箇所 ・停電1,900戸
大雨災害 2004. 10. 8～10 (平成16年) 台風第22号	総雨量 352mm (鴨川市) 最大時間雨量 61mm (鴨川市)	(県内) <ul style="list-style-type: none"> ・死者2人、負傷19人 ・床上浸水274戸、床下浸水1,244戸 ・崖崩れ322件
大雨災害 2013. 10. 15 (平成25年) 台風第26号	総雨量 370.5mm (鋸南町) 最大時間雨量 58.5mm (船橋市)	(県内) <ul style="list-style-type: none"> ・死者1人、負傷22人 ・床上浸水1,489戸、床下浸水2,794戸 ・崖崩れ34件
台風災害 2019. 9. 8～9 (令和元年) 台風第15号	総雨量 211.0mm (鋸南町) 最大時間雨量 70.0mm (鋸南町) 最大瞬間風速 48.8m (館山)	次頁に詳細を記載

資料:鋸南町地域防災計画・鋸南町史

●令和元年台風第 15 号に関する被害

風水害については、令和元年台風第 15 号が本町にもっとも大きな被害をもたらした災害であり、暴風雨により、町内の住家をはじめとする建物や施設、ライフラインに大きな影響を与えました。

表 2-5 建物被害の状況

区 分	棟 数
全壊	104 棟
大規模半壊	88 棟
半壊	494 棟
一部損壊	2,660 棟

表 2-6 農業施設等の被害状況

種 別	被害数
農地	40 箇所
農道	2 箇所
林道	9 箇所
農業用ハウス	167 棟
水産業施設	20 箇所

表 2-7 ライフラインへの影響及び避難者数

区 分	台風第 15 号	台風第 19 号	10 月 25 日大雨
停電	約 5,900 軒	約 2,300 軒	—
断水	約 300 軒	44 軒	—
避難者	82 人	1,060 人	25 人

③高潮

高潮災害の履歴としては、大正 6 年 10 月 1 日の東京湾台風の襲来時に死傷者を出すほどの被害が発生しています。

■表 2-8 過去の高潮災害

災害名	規 模	被災状況
高潮災害 1917.10.1 (大正 6 年) 東京湾台風	最大風速 SE 35.8m 波高 10m	<ul style="list-style-type: none"> ・死者 4 人、負傷 7 人、家屋全半壊 109 戸、浸水家屋 47 戸 ・公共建物被害 1 棟 ・田畑の冠水も多かった ・漁船被害 63 隻以上

資料：鋸南町地域防災計画・鋸南町史

(2) 想定災害

過去の災害履歴や千葉県による被害想定などをふまえて、本計画で想定する災害タイプは次のとおりとします。

なお、火山噴火については、千葉県国土強靱化地域計画でも対象とされているため、本町で最も危惧されるものとして富士山噴火を想定することとします。

表 2-9 想定災害タイプ

災害タイプ	災害の概要	被害様相を参考とする災害
地震	○地震動による建物、地盤の液状化、インフラの損壊 ○物流の途絶、避難生活の長期化 等	○三浦半島断層群地震 ○千葉県北西部直下地震 ○鋸南町直下地震
津波	○津波による地域の浸水、建物被害、インフラの損壊 ○物流の途絶、避難生活の長期化 等	○元禄型地震による津波災害 (○千葉県想定による 10m 浸水)
高潮	○高潮による地域の浸水、建物被害、インフラの損壊 ○物流の途絶、避難生活の長期化 等	○大正 6 年の東京湾台風時の高潮
風水害 (台風・大雨)	○豪雨による河川の内水氾濫による家屋、農地の浸水 ○突風による家屋の損壊、電柱倒壊や電線断裂による停電等	○令和元年台風第 15 号
土砂災害	○土砂流出による道路の閉塞、交通の寸断、農地への流出、家屋の損壊 等	○平成元年台風第 12 号
火山噴火	○降灰によるライフラインへの影響、農作物災害 等	○富士山噴火

(3) 鋸南町での国土強靱化の重点課題

本町の特性をふまえた国土強靱化の重点課題として表2-10のように整理します。

表2-10 鋸南町の特性を踏まえた国土強靱化の重点課題

鋸南町の特性	国土強靱化の重点課題
<p>①災害リスク(津波・液状化)の高い低地部に多くの人が住み、活動が営まれている。その他鋸南病院が津波浸水想定区域内に位置している。</p>	<p>【A. まちの体質強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の家屋や施設の耐震性の向上や津波浸水対策 ○徒歩による一時避難場所、避難ルートの確保・充実 ○速やかな避難行動につながる対応(避難情報の伝達手段充実、安心できる避難所の整備等) ○仮設住宅建設用地や災害廃棄物置き場用地の準備確保
<p>②津波や液状化の危険性が高い低地部に国道127号(緊急輸送道路(第1次))が通り、県道鴨川保田線(緊急輸送道路(第2次))ルート上には土砂災害の危険性が高い箇所が存している。その一方で、日常生活上も木更津商圈に組み込まれる等町外への依存が強くなっている。</p>	<p>【B. 孤立の回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路・橋りょうの耐震性の強化 ○主要道路沿道建物の耐震化、看板、ブロック塀の撤去、土砂対策等による閉塞の回避や閉塞時の速やかな啓開態勢(人手確保)の用意 ○空路(ヘリコプター)や海路等の交通ルートの多重化 ○災害時の一定期間の自立性強化(備蓄やエネルギー確保、医療提供等)
<p>③人口が減少し、高齢者が増加するなど地域での災害対応力の低下が危惧される一方、小規模な行政組織のため災害対応の人的資源に限界がある。</p>	<p>【C. 災害時体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人・世帯での日常の災害への備えの強化(自助) ○地域の災害対応力(消防団等)の強化(共助) ○町を中心に、広域受援、ボランティアや専門家、事業者との連携等による災害への対応体制の強化(公助)
<p>④魅力的な観光資源があり観光客をはじめ町民以外の来訪者も日常的に存している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応拠点の確保や広域受援活動の受け入れ体制の充実(展開場所の確保等) ○災害時帰宅困難者への対応準備(一時滞在場所や備蓄の充実等)

第3章 国土強靱化の基本的考え方

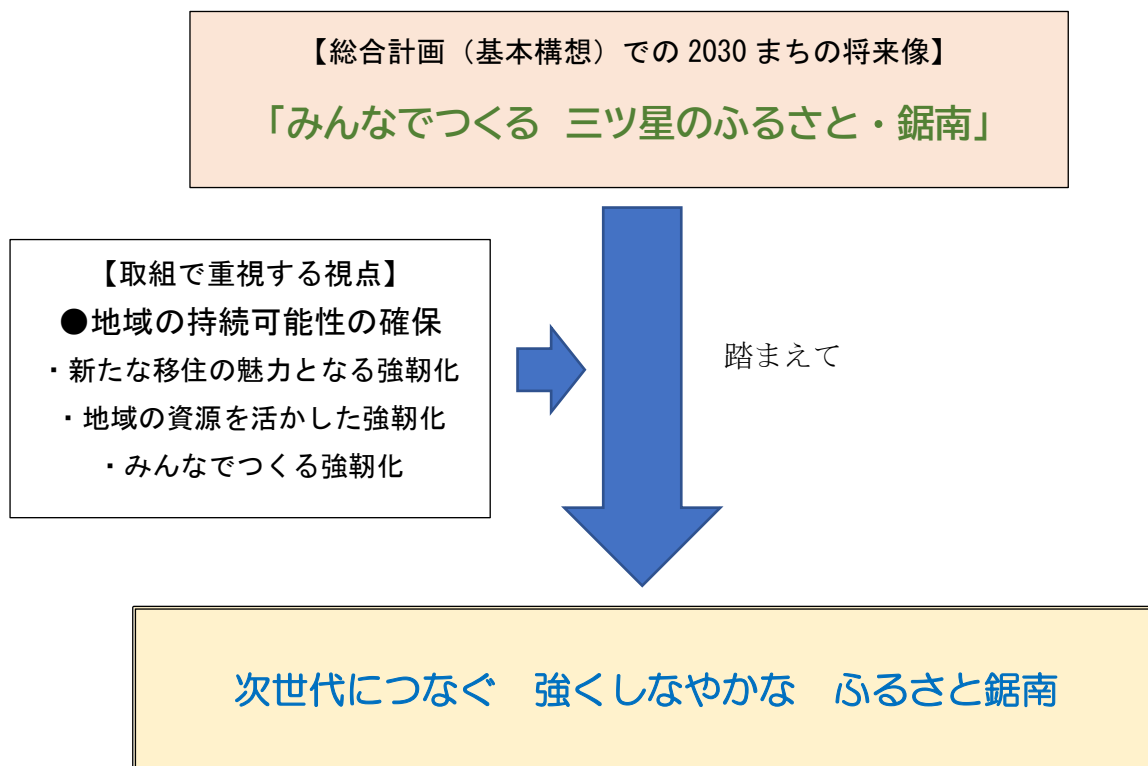
1. 国土強靱化の基本理念と基本目標

本計画での国土強靱化を進める基本理念は総合計画（基本構想）の理念等を踏まえ設定します。

また、内閣官房に設置された^{エスディージーズ}SDGs推進本部では、国際社会の目標として掲げられている*SDGs（Sustainable Development Goals）の要素を各種計画等の策定、改訂にあたり反映することを奨励していることから、同目標に配慮しつつ、新たな地域主体の受け入れの基盤、魅力となる地域の強靱さを確保していくことを重視します。

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを宣言している。

【鋸南町国土強靱化地域計画での取組の基本理念】



また、国土強靱化の基本目標は国の国土強靱化基本計画との調和を図るため、以下の4項目を踏まえることとします。

【鋸南町国土強靱化地域計画での基本目標】

＜いかなる大規模自然災害が発生しようとも、＞

I 町民の生命を最大限守ること

II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること

IV 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標として国の国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画の内容も踏まえながら、以下の8項目を設定しています。

【事前に備えるべき目標】

＜いかなる大規模自然災害が発生しようとも＞

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. リスクシナリオと施策分野の設定

8の「事前に備えるべき目標」に沿って、国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画でのリスクシナリオの考え方も踏まえつつ、本町の特性等を考慮して以下のとおり35のリスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)を設定します。

表3-1 設定したリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1.人命の保護を最大限 図る	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2.救助・救急、医療活動 等が迅速に行われる (それがなされない場合 の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3.必要不可欠な行政機能 を確保する	3-1	被災による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
4.必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5.経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	道路ネットワークの機能停止
	5-4	金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6.生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・サプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
7.制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8.地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策分野は「鋸南町総合計画」における「目標(施策の大綱)」との関係から以下のよう
に設定します。

【施策分野】

項番	鋸南町総合計画での 「基本目標(施策の大綱)」	国土強靱化地域計画での施策分野
1	①支え合い安心育む福祉のまち	保健医療・福祉
2	②学びの意欲湧く教育のまち	教育・文化・地域間交流
3	③活気あふれる産業のまち	産業・雇用
4	④利便性の高い生活しやすいまち	土地利用・住宅・土木・消防・上水道
5	⑤豊かな自然を守る環境のまち	環境・エネルギー・国土保全
6	⑥創意工夫の住民のまち	行政・情報

表3-2 リスクシナリオと総合計画の基本目標・施策分野の関係性

リスクシナリオ		総合計画の基本目標及び施策分野					
		1	2	3	4	5	6
1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生		●		●	●	●
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	●			●		●
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生				●		●
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				●		
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態			●	●		
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				●		●
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		●	●	●		
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		●	●	●	●	●
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				●		
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	●			●	●	
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生		●	●	●		●
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	●			●		
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●			●	●	
3-1	被災による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発				●		
3-2	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		●		●	●	●

リスクシナリオ		総合計画の基本目標及び施策分野					
		1	2	3	4	5	6
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				●	●	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				●		●
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			●	●		
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			●	●		
5-3	道路ネットワークの機能停止		●	●	●		
5-4	金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態			●			
5-5	食料等の安定供給の停滞		●	●	●		
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・サプライチェーンの機能の停止				●	●	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止				●		
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				●	●	
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態		●	●	●	●	
6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶				●		
7-1	市街地での大規模火災の発生				●		
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			●	●	●	
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			●	●		
7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響				●	●	●
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			●	●		
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●	●	
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			●	●	●	
8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●		

4. 国土強靱化の取組の方針

国土強靱化の取組は、次の方針に基づいて進めていきます。

(1) 国・県・町の役割を踏まえたインフラ等のハード環境の充実

災害発生を防ぎ、また、発生した際の被害を最小化する上で必要な各種インフラや施設の整備は、国や千葉県、町の役割を適切に踏まえて進めます。

(2) 災害対応体制の充実

災害発生時の対応をとる際に、町単独の取組には限界があるため、千葉県をはじめとして各種外部応援を受け入れながら、持続的な復旧復興の取組が可能となるよう、災害時の協力協定の締結等の受援体制を充実していきます。

(3) 代替性・多重性の用意

あらゆる事態の発生に備えるために、ハード環境の整備とソフト施策との適切な組み合わせにより複数の対応策を用意し、施策の代替性、多重性を高めていくものとします。

(4) PDCA サイクルによる適切な管理

計画 (Plan)、実施 (Do)、結果の評価 (Check)、見直し (Action) のサイクルの中で、用意した施策の有効性を確認しながら、効果的な国土強靱化の取組が推進されるように努めます。

5. 脆弱性の評価

現在の本町の施策推進上の現状と課題を、先に整理した3つの重点課題との関係で整理し「脆弱性の評価」として表3-3のとおり示します。

表3-3 国土強靱化の重点課題を踏まえた脆弱性の評価

国土強靱化の重点課題		脆弱性の評価
【A. まちの体質強化】	○個別の家屋や施設の耐震性の向上や津波浸水対策	○老朽の家屋も多く引き続き耐震化が必要な状況です。 ○町の施設の耐震化はほぼ完了していますが、津波浸水危険性の高い場所に鋸南病院が立地しており、対応が必要となっています。 ○各インフラの耐震性の向上などは引き続き必要です。
	○徒歩による一時避難場所、避難ルートの確保・充実	○津波発生時での避難ルートとなる道路の幅員が狭い道路が多く、拡幅の検討が必要となっています。
	○速やかな避難行動につながる対応（避難情報の伝達手段充実安心できる避難所の整備等）	○避難場所の周知や避難所へのサインなどの充実が必要となっています。 ○避難情報を確実に伝達するための手段の多様化が必要となっています。
	○仮設住宅建設用地や災害廃棄物置き場用地の準備確保	○仮設住宅建設用地や災害廃棄物置き場用地の事前の準備が必要です。
【B. 孤立の回避】	○主要な道路・橋りょうの耐震性の強化	○基幹的な緊急輸送道路である富津館山道路や国道127号の安全性を高めるほか、これらとつなぐ県道や町道、及び橋りょうの耐震性や老朽化対策を進めていく必要があります。
	○主要道路沿道建物の耐震化、看板、ブロック塀の撤去、土砂対策等による閉塞の回避や閉塞時の速やかな啓開態勢（人手確保）の用意	○緊急輸送道路となる国道127号沿いでは、建物の耐震化や、看板等の落下物の回避の取組や、閉塞時の啓開体制の用意、充実などが必要となっています。
	○空路（ヘリコプター）や海路等の交通ルートの多重化	○ヘリポートの運用や、漁港の耐震性や長寿命化を進めていく必要があります。
	○災害時の一定期間の自立性強化（備蓄やエネルギー確保、医療提供等）	○さらなる備蓄の充実と、町内での医療提供体制を高めるために、鋸南病院の施設の改修等の検討が必要となっています。

国土強靱化の重点課題		脆弱性の評価
【C】 災害時体制の強化	○個人・世帯での日常の災害への備えの強化(自助)	○家庭内での災害対策をさらに進めていくことを支援する必要があります。
	○地域の災害対応力(消防団等)の強化(共助)	○消防団員の確保が困難になりつつあり、自主防災組織の設置率を高めていく取組が必要です。
	○町を中心に、広域受援、ボランティアや専門家、事業者との連携等による災害への対応体制の強化(公助)	○災害時の広域、外部からの行政派遣職員やボランティアの受け入れをはじめ、各分野の専門家や民間事業者との連携体制の用意に向けて、平時からの協定締結や受け入れ時の役割分担などを確実にしておくことが必要です。
	○災害時対応拠点の確保や広域受援活動の受け入れ体制の充実(展開場所の確保等)	○災害対策本部が置かれる町役場の防災性の向上や代替施設の準備などの対応が必要です。 ○自衛隊や警察等の外部からの応援に対して、その活動の拠点となる公園やグラウンドなどの確保が必要です。
	○災害時帰宅困難者への対応準備(一時滞在場所や備蓄の充実等)	○観光客等が帰宅困難者となった場合の一時滞在の環境を整備していくことが必要です。

第4章 推進方針

第3章第3節で設定したリスクシナリオごとの施策推進の基本的な方向を以下に示します。その方針を検討するに際しては、現在の施策の状況等を整理して「脆弱性の評価」として確認した内容をもとに、これを「現状と課題」として示しています。

リスクシナリオごとの推進方針

目標1 人命の保護を最大限図る

1-1. 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

(1) 現状と課題

- 町内には、海岸沿いを中心に地震時に液状化の可能性が高い区域や、狭い幅員の道路が多く築後に長期経年した木造住宅が密集する区域が広がっており、これらの区域では地震発生時の建物倒壊や火災の発生、区域の延焼の可能性があります。
- このような現状をふまえ、各家庭内での各種事前対応への支援による耐震性の向上や、地元と連携しながら避難路となる道路の拡幅整備の推進、消防水利の充実等に取り組む必要があります。
- 町内には大規模盛土造成地が3箇所存し、町のホームページにも公開しており、地区内居住者への周知とともに土地所有者や居住者への安全性の確保に向けた意識の醸成等の対応が必要です。
- 地震発生直後の初期対応のために、消防力強化に向けた消防車両や機材の充実、消防団員の確保、自主防災組織の強化等に取り組む必要があります。

(2) 推進方針

①住宅・民間建築物の耐震化の推進

- 地震時の建物倒壊による被害軽減のため、町民への地震ハザードマップを活用した災害リスクや、木造住宅耐震診断補助制度等の周知に取り組んで、住宅の耐震化を推進します。
- 住宅・民間建築物の耐震化を促進するため、千葉県とも連携しながら啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等への町職員の派遣等により民間建築物に対する耐震化を支援します。

②家庭内の災害予防対策等の推進

- 震災による火災の発生防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を推進します。
- 家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発などの家庭内地震対策を推進します。

③公共施設の耐震化・長寿命化

- 公共施設のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づきながら計画的かつ重点的に耐震化、長寿命化に取り組みます。
- 避難所となる町立学校や公共施設の安全対策については、早期の完了を目指します。

④宅地の耐震化の推進

- 宅地の耐震化の推進については、大規模盛土造成地マップをホームページで公表するなどにより町民への情報提供を行っており、さらに周知を進めます。

⑤住宅市街地の防火性向上の推進

- 火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い古い木造住宅の密集する区域では、住宅取得奨励金やリフォーム補助金等の制度を周知し、制度の活用を促しながら市街地の防火性の向上を推進します。
- 設置後、長期経過し老朽化している防火水槽の点検と必要な補修工事を実施するとともに、耐震性防火水槽の設置を促進します。

⑥緊急時の避難場所等の周知

- 避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時よりホームページ等による広報活動、防災訓練等を通じて避難場所、避難所、避難路等を周知徹底していきます。

⑦緊急輸送道路沿道での無電柱化の推進の要請

- 千葉県が指定する緊急輸送道路沿道にあり、大規模地震時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化の推進を千葉県や電力事業者に要請します。

⑧常備消防体制の強化

- 安房郡市消防本部と連携しながら実践的な訓練を行うとともに、消防力の強化を図るため、常備消防への要望に努め、消火や救急活動へ速やかに対応できる体制を強化していきます。

⑨消防団の強化

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団員の確保、消防車両の更新の計画的な実施や資機材の充実等に努めます。

⑩自主防災組織強化等による地域防災力の向上

- 自主防災組織の充実強化や地域の特性に応じた防災訓練の実施等により地域防災力の向上を図ります。

1-2. 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(1) 現状と課題

- 災害発生時の応急活動の拠点となる町役場をはじめ、避難所となる施設については耐震改修やつり天井の落下防止を進める必要があります。

(2) 推進方針

①被災宅地危険度判定・被災建築応急危険度判定体制の充実

- 千葉県と連携し、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士に関する養成講習会及び実務研修への町職員の派遣等により、判定体制の充実を図ります。
- 災害時に活動可能な応急危険度判定士の事前登録を進めます。

②医療・福祉施設の耐震化

- 各種補助制度活用により、福祉施設の耐震化を促進し、安全性の確保を図ります。
- 鋸南病院の耐震化に向けて対応策の検討を進めます。

③公共施設の耐震化・長寿命化【再掲】(1-1③)

- 公共施設のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づきながら計画的かつ重点的に耐震化、長寿命化に取り組みます。
- 避難所となる町立学校や公共施設の安全対策については、早期の完了を目指します。

④住宅・民間建築物の耐震化の推進【再掲】(1-1①)

- 地震時の建物倒壊による被害軽減のため、町民への地震ハザードマップを活用した災害リスクや、木造住宅耐震診断補助制度等の周知に取組んで、住宅の耐震化を推進します。
- 住宅・民間建築物の耐震化を促進するため、千葉県とも連携しながら啓発のための耐震相談会や技術者を養成する耐震講習会等への町職員の派遣等により民間建築物に対する耐震化を支援します。

1-3. 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 現状と課題

- 本町は津波浸水の危険性の高い低地部に人が多く住み、活動が営まれています。浸水深が10mを超える津波が襲来する場合には、海岸部をはじめ低地部の家屋が集積する区域での津波被害の発生が予想されるため、避難場所の確保等のインフラの整備の充実や避難情報の伝達手段の充実、住民の避難意識の向上等、その備えが求められます。

(2) 推進方針

①津波避難対策の推進

○津波が発生した際に、住民及び町への来訪者等が迅速に避難できるよう、津波ハザードマップの周知や、海抜表示の看板設置、避難場所へのサイン設置等、津波避難に関する情報を広く広報し、津波防災訓練の実施と併せて津波避難意識の啓発と周知を図ります。

②海岸沿いにおける津波避難対策の強化

○避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波からの避難を確実にを行うため、津波避難ビルの指定等により、津波襲来の予想される地域における避難対策の強化を図ります。

③海岸保全施設等における対策の強化

○海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

④行政による情報処理・発信体制の整備

○町内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線や、衛星携帯電話等をはじめとする災害通信網の整備や多様な機器、5G次世代ネットワークを活用したシステムによる情報収集・伝達手段の整備、職員に対する通信施設の使用方法の習熟訓練の実施等により、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を充実します。

1-4. 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1) 現状と課題

- 流域面積の小さな小河川が多く、短時間での豪雨となる場合には、河川の氾濫などが危惧されます。
- 河川氾濫による浸水可能性の高い区域についての情報提供や周知、豪雨時の円滑かつ迅速な避難行動につなげる情報提供や避難方法の周知などに努めることが求められています。
- 河床掘削や堤防の強化等、予防的な水害対策を千葉県とも連携して進めていく必要があります。

(2) 推進方針

①浸水対策の推進

○洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成を検討し、これらを活用したソフト

対策を進めます。

- 保田川及び佐久間川については、千葉県と連携しながら河川に堆積する土砂の撤去等の適切な維持管理に努め、予防型水害防止に努めていきます。
- 小磯川、大六川の河川改良計画を検討します。

②海岸保全施設等における対策の強化【再掲】（１－３③）

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

1－5. 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町内の脆弱性が高まる事態

(1)現状と課題

- 土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた区域について、土砂災害の危険性や避難の重要性の周知を図る他、早期の避難についての情報提供のあり方等、平時の取組が求められています。
- 土砂災害発生の危険性が高い区域から優先的に、土砂災害防止の施設整備を千葉県に要請していくことが必要です。
- 古いため池の補強や管理に取り組むことが必要です。
- 噴火が懸念される富士山噴火に伴い想定される影響を踏まえた対応の検討を進めていくことが必要です。

(2)推進方針

①激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策

- 大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限にするため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備を千葉県に要請していきます。
- 千葉県と連携しながら土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定等、警戒避難体制を充実していきます。
- 地すべり等の土砂災害の危険箇所に関し、千葉県、消防と合同での定期的なパトロールを実施していきます。
- 土砂災害の危険箇所における適切な管理の実施に向けて、地権者情報の収集などを進めます。

②土砂災害に関する情報発信・意識啓発の実施

- 土砂災害防止法に基づく区域指定状況や土砂災害に関する情報を町ホームページ、広報等を活用して情報発信を行い、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図っていきます。

③ため池の改修・整備

- 災害の発生するおそれのある農業用ため池については、「農業用ため池台帳」の情報に基づきつつ、管理者と連携しながら適切な維持管理や改修、統廃合等を行います。
- 千葉県により指定された「防災重点ため池」については、決壊した場合の被害想定区域の検討によりハザードマップを作成し、周知します。

④富士山噴火による降灰対策の検討

- 富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、必要に応じて千葉県とも連携しながら火山灰による被害を軽減する対策を検討します。

1-6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(1)現状と課題

- 災害時の円滑かつ迅速な避難行動につなげるための情報提供や、日頃の避難訓練などを充実していくことが求められています。
- 避難行動要支援者への対応を関係機関とともに確認しておくことが必要です。
- 地域ごとの災害危険性の確認を通じて、早期避難の大切さを住民に意識づけていくことが必要です。

(2)推進方針

①災害時避難行動要支援者対策の促進

- 避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、名簿の整備と地域との共有を図るとともに、要支援者個別計画の策定や避難訓練等の取組を一層促進し、避難支援体制を整えていきます。

②地区別防災カルテの作成の検討

- 災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、地域ごとの総合的な災害危険度把握を行い、地区別防災カルテの作成を検討し地域との共有を図っていきます。

③緊急時の避難場所等の周知【再掲】(1-1⑥)

- 避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時よりホームページ等による広報活動、防災訓練等を通じて避難場所、避難所、避難路等を周知徹底していきます。

④行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】（1－3④）

- 町内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線や、衛星携帯電話等をはじめとする災害通信網の整備や多様な機器、5G次世代ネットワークを活用したシステムによる情報収集・伝達手段の整備、職員に対する通信施設の使用方法の習熟訓練の実施等により、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を充実します。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 現状と課題

- 災害時に交通遮断により流通が滞った際の食料等の確保が大切で、各世帯における備蓄の充実を促すとともに、町としての備蓄の充実も進めていくことが求められています。
- 陸上の交通が寸断された場合を想定し、海上や空路による代替的な交通手段の多重化を進めておくことも必要です。
- 陸上の交通遮断を回避するために、緊急輸送道路ルート上での土砂災害発生防止のための施設整備や沿道建築物、電柱の倒壊に備える対応などが必要です。

(2) 推進方針

① 災害時の給水対応力の強化

- 災害時の電力供給に備え、主要な水道施設や重要施設に非常用発電機の整備や燃料供給体制の充実により、無停電化を進めます。
- 応急給水を可能とするため、応急給水施設の整備及び応急給水用資器材の備蓄等により応急給水体制を充実します。
- 千葉県水道災害相互応援協定に基づく他水道事業者との連携進め、広域的な応急給水体制を強化していきます。
- 雨水、再生水等の多様な水資源利用について検討を進めます。

② 上水道施設等の耐震化等の促進

- 鋸南町水道施設整備計画に基づきながら、浄水場や配水池等の上水道施設の耐震化や老朽重要管の高性能耐震管への更新を進めます。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの間の水の確保のため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備を検討します。

③ 被災地における物資の確保

- 町内各所に配置した防災備蓄倉庫における食料品等の防災用物資及び子ども・乳幼児の要配慮者向けの防災備品の備蓄を充実していきます。
- 町外からの物資の応援受入に関し、民間団体との協定等による迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていきます。
- 農地はオープンスペースとしての機能のほか、生鮮食料品の供給など重要な役割を担うことから、適切な保全を図るとともに、非常時における生産者との協力体制の構築を図っていきます。

④グラウンド等の防災機能確保(ヘリポート機能の充実)

- 救助・救急活動、救援物資、人員輸送等、災害時多岐にわたる大きな役割を果たすヘリコプターが有効活用できるよう、学校校庭や野球場等のグラウンドについて、ヘリコプター臨時離発着場としての機能を確保していきます。

⑤漁港の防災力の強化

- 町内の漁港は、千葉県とも連携しながら、漁港整備計画に基づいて施設の長寿命化を図るとともに、耐震化に向けた整備を進めていきます。

⑥道路施設の防災力の強化

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

⑦海岸保全施設等における対策の強化【再掲】(1-3③)

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1)現状と課題

- 道路閉塞による交通寸断に備える対応として、緊急輸送道路となっている道路での災害対策の充実や交通手段の多重化が求められます。
- やむを得ず交通が寸断されてしまった場合の対応策として孤立が予想される集落との情報連絡手段の充実や、地区での備蓄の充実等が求められます。

(2)推進方針

①町道等の道路ネットワークの確保

- 町民の要望を考慮しながら、災害時の安全な避難、物資の確保等のための町道等による道路ネットワークの整備を推進していきます。

②道路啓開体制の検討

- 「くしの歯作戦」の方針を踏まえながら千葉県をはじめ自衛隊や民間建設事業者及び電気供給事業者等との連携による、早期道路啓開の実施体制を用意していきます。

③グラウンド等の防災機能確保(ヘリポート機能の充実)【再掲】(2-1③)

○救助・救急活動、救援物資、人員輸送等、災害時多岐にわたる大きな役割を果たすヘリコプターが有効活用できるよう、学校校庭や野球場等のグラウンドについて、ヘリコプター臨時離発着場としての機能を確保していきます。

④行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-3④)

○町内の通信連絡が迅速かつ確に実施できるよう、防災行政無線や、衛星携帯電話等をはじめとする災害通信網の整備や多様な機器、5G次世代ネットワークを活用したシステムによる情報収集・伝達手段の整備、職員に対する通信施設の使用方法的な習熟訓練の実施等により、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を充実します。

2-3. 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1)現状と課題

- 本町には大規模な公園がなく、広域的な応援の受け入れの活動拠点となるオープンスペースなどを確保しておくことが課題となります。
- 地元での救助活動の展開などを充実していくことが必要です。

(2)推進方針

①人的支援の受け入れ体制の整備

○町外からの人的支援を円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に被災地を支援できるよう、広域、外部からの様々な分野の人的派遣を受け入れる受援計画を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携を強化していきます。

②消防団の強化【再掲】(1-1⑨)

○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団員の確保、消防車両の更新の計画的な実施や資機材の充実等に努めます。

③自主防災組織強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩)

○自主防災組織の充実強化や地域の特性に応じた防災訓練の実施等により地域防災力の向上を図ります。

2-4. 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(1)現状と課題

○医療施設や公共施設において災害時の非常用電源設備の確保や燃料備蓄の充実により、一定期間の災害対応活動が可能な環境を整えておくことが必要です。

(2) 推進方針

①災害時の石油類燃料の確保

○災害時における緊急通行車両や災害拠点施設等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県とも連携しながら、石油商業組合や石油連盟、町内ガソリンスタンドとの燃料供給に係る協定等に基づく供給体制の整備を図っていきます。

②医療施設における非常用電源の確保

○医療施設における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図っていきます。

2-5. 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生

(1) 現状と課題

○観光客をはじめとする町内の一時滞在者が災害時に帰宅困難者となった場合の滞在場所や食料等の確保が必要となります。

(2) 推進方針

①帰宅困難者対策の充実

○集客施設や駅周辺で発生する帰宅困難者の混乱を避けるため、関係事業者との連携による支援施設もしくは避難所への円滑な受入・誘導體制の構築や情報提供のあり方の検討を図っていきます。

○町外からの来訪者等、帰宅困難者等を一時受け入れが可能となる一時滞在施設として「都市交流施設・道の駅保田小学校」等を活用し、一時滞在や食料等の提供が可能となるよう備蓄品の整備や公共施設でのWi-Fi整備等を図っていきます。

○企業・学校等と連携し、施設内待機や帰宅訓練の実施等、大規模な帰宅困難者の発生の最小限化を図っていきます。

2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(1) 現状と課題

○広域的な医療従事者の派遣受け入れの対応や、町内の拠点的な病院である鋸南病院での医療活動が持続できる準備を整えておくことが必要です。

○負傷者を病院へ確実に搬送できる交通環境を整えておくことが求められます。

(2) 推進方針

①災害拠点病院の整備のあり方の検討

- 鋸南病院は町内での災害時の拠点となる医療機関である一方、海岸部に位置し、津波浸水に対する被災可能性が高いことから、老朽化への対応とあわせ、移転等による対応を含めて災害時に拠点となる医療施設の整備のあり方を検討します。

②道路施設の防災力の強化【再掲】(2-1⑤)

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

③人的支援の受入れ体制の整備【再掲】(2-3①)

- 町外からの人的支援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援できるよう、広域、外部からの様々な分野の人的派遣を受け入れる受援計画を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携を強化していきます。

2-7. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 現状と課題

- 長期にわたる避難所生活による健康悪化を防止するための体制の用意や必要な備品の充実等が必要です。
- 災害発生後の消毒活動等を速やかに実施できるような体制の用意が必要です。

(2) 推進方針

①予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

- 平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進します。
- 消毒や衛生害虫に関する相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築します。

②避難所における衛生管理

- 指定避難所における適切なし尿処理体制の構築に向け、災害用トイレ等の設備の配置を検討していきます。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進します。
- 新型感染症に備えた避難所の受入れ体制の確認や必要な備品を充実していきます。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1. 被災による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(1) 現状と課題

○千葉県と連携して、町内での安全な交通環境を確保できるような準備が求められます。

(2) 推進方針

① 警察等による交通規制

○被災後、治安の悪化や停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策として、千葉県とも連携して警察官、自衛官によるパトロール等を実施し、事件・事故等を回避するための対策を進めます。

3-2. 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 現状と課題

○災害対策本部が設置される町役場が被災した際の代替施設の整備等を含めて、災害発生時の対応拠点となる町役場の機能を充実していくことが課題です。

○職員の確保や応援職員の受け入れ体制の確立などにより、災害時の対応人員の各方策を明確にしておくことが課題です。

(2) 推進方針

① 非常時の業務体制の構築

○災害発生時における人員不足を補い、かつ十分な災害対応を行うために、平時から非常時に徒歩あるいは自転車等で参集できる職員数及び所要時間を把握するなど、非常参集基準の明確化や職員初動マニュアル、業務継続化計画（BCP）等の作成により、継続可能な業務体制の構築を進めます。

② 災害対応の拠点施設のあり方の検討

○災害対策本部が設置される町役場が被災した際の代替施設の整備等を含めて、災害発生時の対応拠点となる施設のあり方を検討します。

③ 総合防災訓練の実施

○総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るための訓練を実施していきます。

④災害時の非常用電源確保

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や公共施設等において、非常用発電機改修や移動用発電機の整備、東京電力との電源車派遣や燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定の締結等により電力の確保を図ります。
- 本町の地域資源を活用した再生可能なエネルギーシステムの検討を進めて、エネルギーの自立化を目指していきます。

⑤公共施設の耐震化・長寿命化【再掲】（１－１③）

- 公共施設のうち、特定建築物及び災害時に応急活動の拠点となる建築物は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づきながら計画的かつ重点的に耐震化、長寿命化に取り組みます。
- 避難所となる町立学校や公共施設の安全対策については、早期の完了を目指します。

⑥常備消防体制の強化【再掲】（１－１⑧）

- 安房郡市消防本部と連携しながら実践的な訓練を行うとともに、消防力の強化を図るため、常備消防への要望に努め、消火や救急活動へ速やかに対応できる体制を強化していきます。

⑦消防団の強化【再掲】（１－１⑨）

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団員の確保、消防車両の更新の計画的な実施や資機材の充実等に努めます。

⑧自主防災組織強化等による地域防災力の向上【再掲】（１－１⑩）

- 自主防災組織の充実強化や地域の特性に応じた防災訓練の実施等により地域防災力の向上を図ります。

目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1. 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 現状と課題

- 災害対応の基盤となる電力供給停止に備えて、自立的な発電設備や燃料備蓄の充実などが必要です。
- 倒木による停電発生を回避するために、予防的な伐採を早期に進めていくことが課題です。

(2) 推進方針

①防災情報の収集機能の確保

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも千葉県や他の防災関係機関との通信ができるよう、情報システム等を維持・管理し、適切な運用を図ります。

②予防伐採の推進

- 千葉県や電力事業者と連携しながら倒木による電線断線を防止するための予防伐採の体制を構築し、予防伐採を推進していきます。
- 倒木処理についての体制づくりを関係機関と連携しながら進めます。

③災害時の非常用電源確保【再掲】(3-2③)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や公共施設等において、非常用発電機改修や移動用発電機の整備、東京電力との電源車派遣や燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定の締結等により電力の確保を図ります。
- 本町の地域資源を活用した再生可能なエネルギーシステムの検討を進めて、エネルギーの自立化を目指していきます。

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 現状と課題

- 電力供給停止による情報伝達が円滑にいかない場合に備え、防災無線やSNS、広報車による情報伝達など多様な手段による伝達方法の用意が求められています。

(2) 推進方針

①行政による情報処理・発信体制の整備【再掲】(1-3④)

- 町内の通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう、防災行政無線や、衛星携帯電話等をはじめとする災害通信網の整備や多様な機器、5G次世代ネットワークを活用したシステムによる情報収集・伝達手段の整備、職員に対する通信施設の使用方法の習熟訓練の実施等により、住民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を充実します。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(1) 現状と課題

- 災害発生時の企業や事業者の事業継続についてのあり方を事前に準備しておくことが求められます。

(2) 推進方針

①民間企業におけるBCPの策定促進支援

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時において一定の事業活動が継続できる体制づくりを千葉県と連携しながら支援していきます。

②道路施設の防災力の強化【再掲】（2-1⑤）

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

③海岸保全施設等における対策の強化【再掲】（1-3③）

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

5-2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(1) 現状と課題

- 電力供給停止に伴う事態に備えておくことが大切です。

(2) 推進方針

①燃料供給ルートの確保

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路の地震、津波、水害、土砂災害対策等を千葉県や関係機関と連携しながら着実に進めます。

②海岸保全施設等における対策の強化【再掲】（1-3③）

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

③民間企業におけるBCPの策定促進支援【再掲】（５－１①）

- 民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時において一定の事業活動が継続できる体制づくりを千葉県と連携しながら支援していきます。

５－３．道路ネットワークの機能停止

（１）現状と課題

- 道路施設の損壊や電柱、沿道建物の倒壊、土砂崩れ等による道路閉塞による道路網の寸断に備えて、交通手段の多重化や、緊急輸送道路上の道路閉塞の可能性の高い施設の安全化等を進めておくこと等が課題です。
- 国道 127 号は津波浸水の可能性が高い区域を通過しているため、津波対策を進めておくことが必要です。
- 道路が閉塞された場合の速やかな道路啓開の対応に向けた体制の用意が必要です。
- 地上交通ルートに加えて、空路ルートや海上ルートの交通手段の多重化を用意しておくことが必要です。

（２）推進方針

①漁港の防災力の強化【再掲】（２－１⑤）

- 町内の漁港は、千葉県とも連携しながら、漁港整備計画に基づいて施設の長寿命化を図るとともに、耐震化に向けた整備を進めていきます。

②道路施設の防災力の強化【再掲】（２－１⑥）

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

③海岸保全施設等における対策の強化【再掲】（１－３③）

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

④グラウンド等の防災機能確保（ヘリポート機能の充実）【再掲】（２－１④）

- 救助・救急活動、救援物資、人員輸送等、災害時多岐にわたる大きな役割を果たすヘリコプターが有効活用できるよう、学校校庭や野球場等のグラウンドについて、ヘリコプター臨時離発着場としての機能を確保していきます。

5-4. 金融サービス等の機能停止により甚大な影響が発生する事態

(1) 現状と課題

- 金融機関の被災による地域生活や経済活動への影響は大きくなることから、金融機関への災害時対応の強化を要請するほか、代替手段を用意しておくことが必要です。

(2) 推進方針

①金融機関の耐災害性の向上、BCP(業務継続化計画)策定等の促進支援

- 町内の金融機関は数に限りがあることから、機能喪失による商取引の影響は大きいため、金融機関施設の耐災害性の向上やBCP(業務継続化計画)策定、被災時の代替手段の用意等を要請していきます。

5-5. 食料等の安定供給の停滞

(1) 現状と課題

- 本町は地震時の被災危険性が高い低地部に国道127号が通るため、交通寸断に伴う物流停滞の対応として、食料等備蓄の充実や道路交通寸断の防止、交通手段の多重化等が課題です。

(2) 推進方針

①被災地における物資の確保【再掲】(2-1③)

- 町内各所に配置した防災備蓄倉庫における食料品等の防災用物資及び子ども・乳幼児の要配慮者向けの防災備品の備蓄を充実していきます。
- 町外からの物資の応援受入に関し、民間団体との協定等による迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていきます。
- 農地はオープンスペースとしての機能のほか、生鮮食料品の供給など重要な役割を担うことから、適切な保全を図るとともに、非常時における生産者との協力体制の構築を図っていきます。

②道路施設の防災力の強化【再掲】(2-1⑥)

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

③海岸保全施設等における対策の強化【再掲】(1-3③)

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

④グラウンド等の防災機能確保(ヘリポート機能の充実)【再掲】(2-1④)

- 救助・救急活動、救援物資、人員輸送等、災害時多岐にわたる大きな役割を果たすヘリコプターが有効活用できるよう、学校校庭や野球場等のグラウンドについて、ヘリコプター臨時離発着場としての機能を確保していきます。

目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・サプライチェーンの機能の停止

(1) 現状と課題

- 電力供給停止の事態に備える平時の対応として、エネルギー供給事業者との連携体制の強化や、電力途絶につながる倒木発生を予め回避するための事前伐採や倒木発生時の対応体制の用意等の事前準備を進めておくことが課題です。

(2) 推進方針

①災害時における業務継続体制の構築

- 災害時における電力供給確保のため、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努めていきます。

②予防伐採の推進【再掲】（4-1②）

- 千葉県や電力事業者と連携しながら倒木による電線断線を防止するための予防伐採の体制を構築し、予防伐採を推進していきます。
- 倒木処理についての体制づくりを関係機関と連携しながら進めます。

③ライフライン事業者等との連携強化

- 災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、エネルギー事業者と優先給油協定を締結し、実効性を確保していきます。

6-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

(1) 現状と課題

- 損壊に備える施設の耐震化の推進や、水道施設が停止した際の予備的対応としての応急給水体制の構築、貯水施設の充実等が課題です。

(2) 推進方針

①災害時の給水対応力の強化【再掲】（2-1①）

- 災害時の電力供給に備え、主要な水道施設や重要施設に非常用発電機の整備や燃料供給体制の充実により、無停電化を進めます。
- 応急給水を可能とするため、応急給水施設の整備及び応急給水用資器材の備蓄等により応急給水体制を充実します。
- 千葉県水道災害相互応援協定に基づく他水道事業者との連携進め、広域的な応急給水体制を強化していきます。

○雨水、再生水等の多様な水資源利用について検討を進めます。

②上水道施設等の耐震化等の促進【再掲】（２－１②）

○鋸南町水道施設整備計画に基づきながら、浄水場や配水池等の上水道施設の耐震化や老朽重要管の高性能耐震管への更新を進めます。

○震災後、本格的な応急給水が行えるまでの間の水の確保のため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備を検討します。

6－3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1)現状と課題

○災害時のし尿処理体制の構築を進めていくことが課題です。

(2)推進方針

①防災用資機材の整備・備蓄

○災害時、地域下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について備蓄するとともに、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努めていきます。

②浄化槽の整備促進

○汲み取り式及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助に助成することにより、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進していきます。

6－4. 地域交通ネットワークが分断する事態

(1)現状と課題

○地震や津波による鉄道や道路の途絶に備えて、代替輸送手段の確保に向けて準備を進めておくことが必要です。

○道路施設の損壊や電柱、沿道建物の倒壊、土砂崩れ等による道路閉塞による道路網の寸断に備えて、交通手段の多重化や、緊急輸送道路上の道路閉塞の可能性の高い施設の安全化等を進めておくことが課題です。

(2)推進方針

①輸送手段の確保体制の構築

○災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力協定の締結等により協力体制の構築を進めます。

②道路施設の防災力の強化【再掲】（２－１⑥）

- 道路やトンネル、橋りょう等の施設の老朽化対策について長寿命化計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施していきます。
- 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、緊急輸送道路を含む国道・県道の整備や優先的な土砂災害対策を要請していきます。
- 緊急輸送道路をつなぐ主要な町道の改良を進めていきます。

③海岸保全施設等における対策の強化【再掲】（１－３③）

- 海岸保全施設については、千葉県と連携しながら、津波等をはじめとした海岸保全に関する対策の強化を図ります。

④グラウンド等の防災機能確保（ヘリポート機能の充実）【再掲】（２－１④）

- 救助・救急活動、救援物資、人員輸送等、災害時多岐にわたる大きな役割を果たすヘリコプターが有効活用できるよう、学校校庭や野球場等のグラウンドについて、ヘリコプター臨時離発着場としての機能を確保していきます。

⑤町道等の道路ネットワークの確保【再掲】（２－２①）

- 町民の要望を考慮しながら、災害時の安全な避難、物資の確保等のための町道等による道路ネットワークの整備を推進していきます。

⑥道路啓開体制の検討【再掲】（２－２②）

- 「くしの歯作戦」の方針を踏まえながら千葉県をはじめ自衛隊や民間建設事業者及び電気供給事業者等との連携による、早期道路啓開の実施体制を用意していきます。

6－5. 異常湧水等による用水の供給の途絶

(1)現状と課題

- ダムの整備、適切な運用などが課題です。

(2)推進方針

①上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【再掲】（２－１①）

- 水道事業者と連携しながら上水道施設の耐震化及び浄水施設の改修を図るとともに、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水器材の整備等の体制を構築します。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの間の水の確保のため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備を検討します。
- 雨水、再生水等の多様な水資源利用について検討を進めます。
- 電力供給に備え、主要な水道施設に非常用発電機を装備し、無停電化を進めます。

②上水道施設等の耐震化等の促進【再掲】（２－１②）

- 鋸南町水道施設整備計画に基づきながら、浄水場や配水池等の上水道施設の耐震化や老朽重要管の高性能耐震管への更新を進めます。
- 震災後、本格的な応急給水が行えるまでの間の水の確保のため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備を検討します。

目標7 制御不能な二次被害を発生させない

7-1. 市街地での大規模火災の発生

(1) 現状と課題

- 家屋の耐震や耐火化、家庭内での火災予防策の推進のほか、家屋が建て込む区域では消火活動のしやすい道路やオープンスペースの確保などが課題です。
- 早期の消火活動が可能な消防力の強化や地元の自主防災組織の充実も求められます。

(2) 推進方針

①住宅市街地の防火性向上の推進【再掲】(1-1⑤)

- 火災発生時に延焼により被害が拡大する可能性の高い古い木造住宅の密集する区域では、住宅取得奨励金やリフォーム補助金等の制度を周知し、制度の活用を促しながら市街地の防火性の向上を推進します。
- 設置後、長期経過し老朽化している防火水槽の点検と必要な補修工事を実施するとともに、耐震性防火水槽の設置を促進します。

②家庭内火災予防対策等の推進【再掲】(1-1②)

- 震災による火災の発生防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を推進します。

③緊急時の避難場所等の周知【再掲】(1-1③)

- 避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時よりホームページ等による広報活動、防災訓練等を通じて避難場所、避難所、避難路等を周知徹底していきます。

④常備消防体制の強化【再掲】(1-1⑧)

- 安房郡市消防本部と連携しながら実践的な訓練を行うとともに、消防力の強化を図るため、常備消防への要望に努め、消火や救急活動へ速やかに対応できる体制を強化していきます。

⑤消防団の強化【再掲】(1-1⑨)

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団員の確保、消防車両の更新の計画的な実施や資機材の充実等に努めます。

⑥自主防災組織強化等による地域防災力の向上【再掲】(1-1⑩)

- 自主防災組織の充実強化や地域の特性に応じた防災訓練の実施等により地域防災力の向上を図ります。

7-2. 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(1) 現状と課題

- 緊急輸送道路となっている道路沿道を中心に、地震時にも建物が倒壊しないような対策や道路啓開体制の準備を進めていくことが課題です。

(2) 推進方針

①沿道建築物の耐震化等の促進

- 地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、千葉県とも連携しながら耐震化を促進していきます。

②道路啓開体制の検討【再掲】(2-2②)

- 「くしの歯作戦」の方針を踏まえながら千葉県をはじめ自衛隊や民間建設事業者及び電気供給事業者等との連携による、早期道路啓開の実施体制を用意していきます。

7-3. ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) 現状と課題

- 地震時にため池やダム等の施設が損壊しないように、適切な施設の管理や修繕を進めていくことが課題です。
- 施設の損壊等による周辺への被害発生の可能性を予め確認し、地元住民にも周知しておくことが求められます。

(2) 推進方針

①ダムの適切な維持管理

- 佐久間ダムについては、千葉県と連携しながら計画的な維持管理を行います。
- 町管理のダムは適切な維持管理に努めます。

②ため池の改修・整備【再掲】(1-5③)

- 災害の発生するおそれのある農業用ため池については、「農業用ため池台帳」の情報に基づきつつ、管理者と連携しながら適切な維持管理や改修、統廃合等を行います。
- 千葉県により指定された「防災重点ため池」については、決壊した場合の被害想定区域の検討によりハザードマップを作成し、周知します。

③激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策【再掲】(1-5①)

- 大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限にするため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備を千葉県に要請していきます。
- 千葉県と連携しながら土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知を進めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定等、警戒避難体制を充実していきます。
- 土砂災害の危険箇所に関し、千葉県、消防と合同での定期的なパトロールを実施していきます。
- 土砂災害の危険箇所における適切な管理の実施に向けて、地権者情報の収集などを進めます。

7-4. 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

(1) 現状と課題

- 災害の発生による風評被害による地域イメージの悪化等を防ぐため、適切な情報を多様な情報伝達手段を活用して積極的に公開していくことが必要です。

(2) 推進方針

①有害・危険物質の保安管理の徹底

- 危険物取り扱い従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行っていきます。

②災害廃棄物処理体制の構築

- 国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理に関する人員体制や仮置場の確保等、迅速な運用に向けた仕組みの構築を進めます。

③国内外への情報発信

- 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努めます。

7-5. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 現状と課題

- 土砂災害防止のためにも民有林の管理を適切にしておくことが必要であり、そのための所有者の調査や平時での管理の呼びかけなどが必要となっています。
- 鳥獣被害の防止のための取組も必要となっています。
- 地域の保水力を維持するためにも耕作放棄地への対応が必要となっています。

(2) 推進方針

① 農地等の適切な保全管理

- 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援していきます。
- 農作物への被害を防止するため、有害獣の捕獲を実施していきます。

② 森林整備・保全活動の推進

- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林山村多面的機能発揮対策事業の活用により、雑草木の払いきり、枝打ち、間伐等の適切な維持管理の推進や、鳥獣対策の推進等により、計画的で適切な森林整備を進めます。
- 鋸南町宅地開発事業等指導要綱に基づく開発の適正指導等を実施するとともに、自然環境調査への協力を促進します。

目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

○災害発生からの速やかな復旧、復興のためにも災害廃棄物処理についての処理体制や一次置き場の確保等の体制を整えておくことが求められます。

(2) 推進方針

①災害廃棄物処理体制の構築【再掲】(7-4②)

○国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成30年3月改訂)」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理に関する人員体制や仮置き場の確保等、迅速な運用に向けた仕組みの構築を進めます。

②人的支援の受入れ体制の整備【再掲】(2-3③)

○町外からの人的支援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援できるよう、広域、外部からの様々な分野の人的派遣を受け入れる受援計画を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携を強化していきます。

8-2. 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 現状と課題

○災害復旧を担う建設業の担い手の育成や、外部からの派遣応援人員の受け入れ体制の用意などを進めておくことが課題となります。

(2) 推進方針

①道路啓開等の担い手(建設業)の確保等の推進

○千葉県や建設業協会とも連携して、災害発生後の道路啓開等の復旧復興業務を担う建設業者の確保に向けて、取組を進めていきます。

②専門家や民間事業者との連携体制の構築

○復旧・復興において様々な分野の専門家の適切な助言を踏まえた取組を推進するため、平時より大学や民間事業者等との連携体制の構築を進めます。

③道路啓開体制の検討【再掲】(2-2②)

○「くしの歯作戦」の方針を踏まえながら千葉県をはじめ自衛隊や民間建設事業者及び電気供給事業者等との連携による、早期道路啓開の実施体制を用意していきます。

④人的支援の受入れ体制の整備【再掲】（２－３①）

○町外からの人的支援を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援できるよう、広域、外部からの様々な分野の人的派遣を受け入れる受援計画を検討し、訓練・研修等を実施するほか、平常時からの他の自治体等との連携を強化していきます。

８－３．地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（１）現状と課題

- 速やかな被災者の生活再建を支援しながら被災地の復旧・復興を進めていくための手順の確認や体制を整えておく等の事前の準備が必要となります。
- 津波等により面的な広がりでの被災が想定される区域等で、土地境界を明確にしておくことが必要です。

（２）推進方針

①生活再建支援の体制の充実

- 被災者の被害から生活再建までを一元的に管理し迅速な復旧・復興を図るため、迅速な被災台帳の作成を行うシステムの導入を進めます。
- 被災者再建支援制度の周知を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制の充実を図ります。

②り災証明交付体制の充実

- 被災者の家屋被害認定調査からり災証明交付の手続きまでを円滑かつ速やかに実施できるように、手続きに対する職員の習熟訓練の実施や、応援職員の受け入れ等により体制の充実を図ります。

③地籍調査の促進

- 迅速な復旧・復興を図る前提となる基礎情報の整備を進めておくため、地籍調査を促進し、土地境界等を明確にしていきます。

④事前復興計画の検討の推進

- 迅速な復旧・復興を図るため、被災前に復興イメージを地域とともに検討を進める等の事前復興計画の検討の取組を進めていきます。

⑤消防団の強化【再掲】（１－１⑨）

- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団員の確保、消防車両の更新の計画的な実施や資機材の充実等に努めます。

⑥自主防災組織強化等による地域防災力の向上【再掲】（１－１⑩）

- 自主防災組織の充実強化や地域の特性に応じた防災訓練の実施等により地域防災力の向上を図ります。

第5章 計画の推進と進捗管理

1. アクションプランの活用による計画の推進と進捗状況の把握

本計画第4章で示した推進方針のうち、より具体的な各種事業を含む実施予定の施策は、別途「鋸南町国土強靱化地域計画アクションプラン編」として位置づけています。

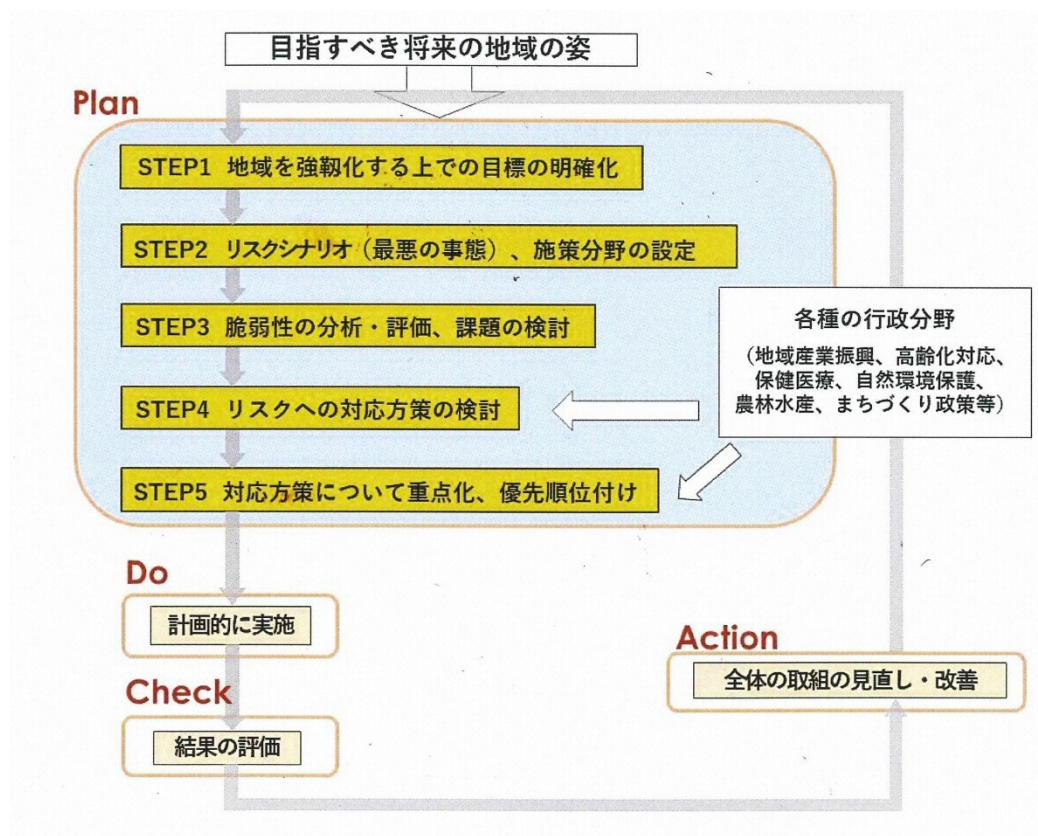
「アクションプラン」は、今後の本町での各年度事業に反映していくことにより、その活用を図りながら国土強靱化を推進していくこととします。

また計画の進捗は、アクションプランに位置付けた施策の進捗により把握し、評価していくこととします。

2. PDCA サイクルによる適切な管理

本計画は、図5に示すように計画(Plan)、実施(Do)、結果の評価(Check)、見直し(Action)のサイクルの中で、掲げた施策の有効性を確認しながら、効果的な国土強靱化の取組を推進しつつ、次の見直しに反映していくものとします。

図5 計画のPDCA サイクルによる推進



資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編